

議題 1

次期総合保健福祉計画（案）について

茨木市総合保健福祉計画（第2次）について

○総合保健福祉計画（第2次）について令和2年度に実施すること

- ・「高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）」の策定
- ・「障害福祉計画（第6期）」及び「障害児福祉計画（第2期）」の策定
- ・「地域福祉計画（第3次）」の見直しとして、再犯防止推進計画を包含
- ・その他の計画の中間評価及び見直し（追加・変更等）

○総合保健福祉計画（第2次）の見直し内容について

- ・直近の国の動き等について（重層的支援体制整備事業等）
- ・大阪北部地震、新型コロナウイルス感染症への対応等を踏まえた記載
- ・各計画の位置づけ、関連性の更新
- ・地区保健福祉センターの機能の追記 等

○冊子構成イメージについて

1冊（200 ページ以内程度）にまとめて作成。新たに策定する高齢・介護保険計画、障害計画以外は、追加・変更部分のみを記載して作成。

総合保健福祉計画 見直し	地域福祉計画・ 地域福祉活動 計画中間評価、 見直し	高齢者保健福祉 計画・介護保険 事業計画	障害福祉計画・ 障害児福祉計画、 長期計画	健康いばらき 21・ 食育推進計画 中間評価	資料 編
-----------------	-------------------------------------	----------------------------	-----------------------------	---------------------------------	---------

○今後のスケジュールについて

時期	内容
令和2年11月～12月	各分科会において案について説明
令和3年1月下旬～2月中旬	パブリックコメントの実施
～令和3年3月上旬	計画案の完成
令和3年3月23日（火）	総合保健福祉審議会にて計画の報告

○総合保健福祉計画（第2次）の見直し案（令和2年12月時点）について
別添のとおり

第1章 計画の策定・見直しに当たって

第1節 計画策定・見直しの趣旨

茨木市総合保健福祉計画（第2次）は平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間を計画期間として、「すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくり」を目指し策定したものです。

本計画は、包含する分野別計画すべてが、共通の理念と基本目標に基づいて様々な取組を実施することにより、分野の枠にとらわれることなく、総合的・包括的に保健福祉施策を推進し、複合化した課題を抱える世帯等や「制度の狭間」の問題などにも対応することとしています。

しかしながら、地域住民の多種多様なニーズや生活課題は依然として存在し、引き続き取組を行っていく必要があることに加え、本計画の策定後に、地震・豪雨等の大規模な自然災害や、新型コロナウイルス感染症の流行といった非常事態が発生したことなどから、災害時や非常時の支援策についても検討が必要となりました。

また、国からは、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制を整備するため、新たに「重層的支援体制整備事業」の考え方が示され、その主旨を踏まえた体制の構築が求められています。

そこで、本計画が包含する「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」の計画策定に併せて、本計画及び他の分野別計画についても中間見直しを実施し、改めて現状に即した内容に改定します。また、本計画で掲げている「地区保健福祉センター※」についても、相談支援体制における課題の整理・分析や総合保健福祉審議会等での議論を経て、その役割や取組等の具体的な内容が明確となってきたことから、今後の方向性等を記載するものです。

※地区保健福祉センター

本計画において「（仮称）地区保健福祉センター」として掲載していましたが、名称について検討した結果、今般「地区保健福祉センター」と決定したものです。

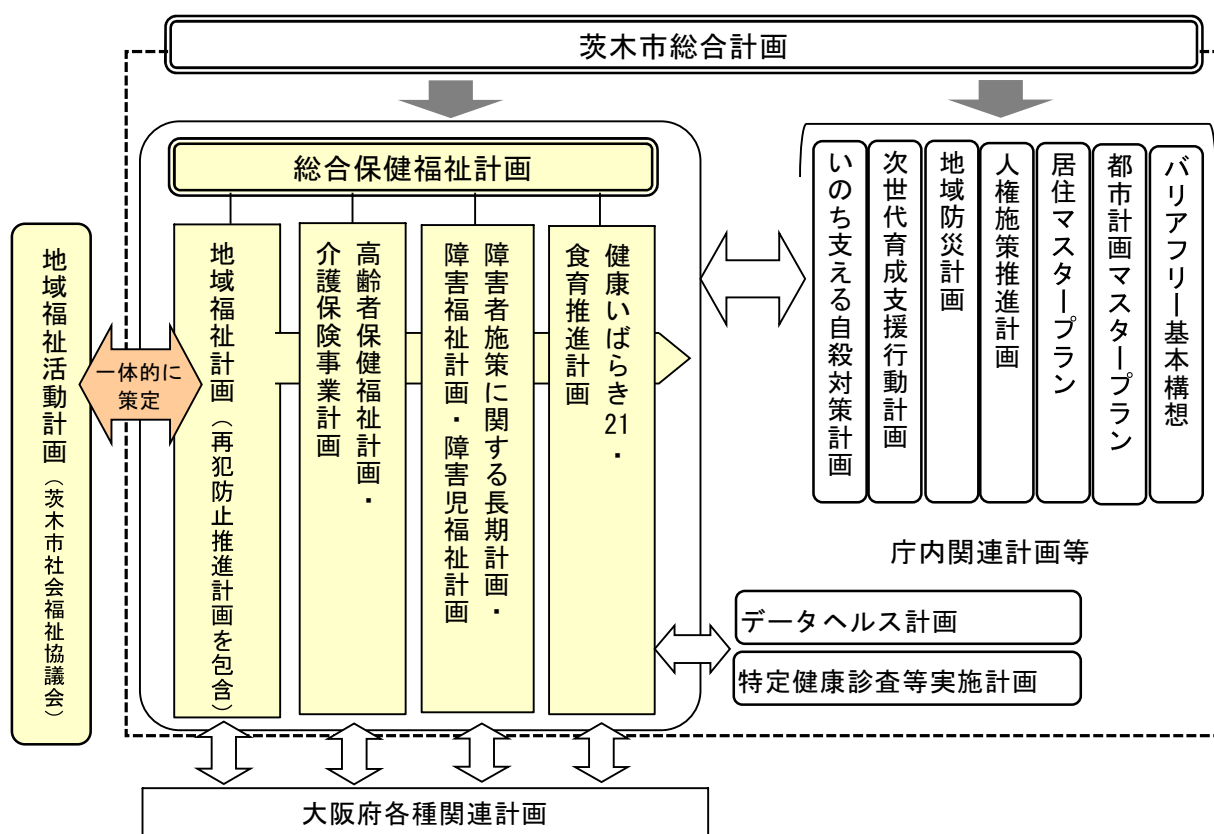
第2節 計画の位置付け・関連性

本計画は、本市のまちづくりの基本的な指針である「茨木市総合計画」に基づくもので、「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき 21・食育推進計画」の4分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画です。

大阪府の各種関連計画をはじめ、庁内関連計画とも連携、整合性を図って策定しており、本計画の策定後、新たに策定した「いのち支える自殺対策計画」と「居住マスタープラン」についても、本計画と連携・整合性を図った内容としています。

また、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年（2016年）12月施行）において、市町村が「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めなければならないことが規定されていることから、今般、同計画を「地域福祉計画」に包含するものとして新たに位置付け、地域福祉施策として一体的な展開を図ることとします。

■各計画の位置付け・関連性



第3節 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度（2018年度）から令和5年度（2023年度）までの6年間としています。

「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害福祉計画・障害児福祉計画」は、3年を1期として策定するものと法律や国の基本指針で定められていることから、今般、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの計画の策定を新たに行います。

■計画の期間

	平成30年度 (2018年度) ～令和2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 5年度 (2023年度)
総合保健福祉計画		(第2次)		
地域福祉計画		(第3次)		
高齢者保健福祉計画	(第8次)	(第9次)		
介護保険事業計画	(第7期)	(第8期)		
障害者施策に関する長期計画		(第4次)		
障害福祉計画	(第5期)	(第6期)		
障害児福祉計画	(第1期)	(第2期)		
健康いばらき・食育推進計画		(第3次)		

第4節 計画策定・見直しまでの取組

(1) アンケート調査

「高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）」の策定にあたり、高齢者の生活状況を把握し、今後充実が必要なサービス等を検討するのに必要な資料を得ることを目的にアンケート調査を実施しました。

■実施概要・調査結果

調査種別	ニーズ調査	在宅介護実態調査	介護保険事業者調査
調査対象	要介護認定を受けていない 高齢者及び要支援認定者	在宅で生活している 要支援・要介護認定者	市内で介護保険サービスを提供している事業者
調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収及び 認定調査員による聴き取り	郵送配付・郵送回収
調査期間	令和元年（2019年） 11月20日～12月13日		
配付数	3,000人	2,000人	172事業者
有効回答数	2,314人	1,194人	128事業者
有効回答率	77.1%	59.7%	74.4%

(2) 市民意見の聴取と計画への反映

市民ニーズを十分に踏まえながら多様な意見を反映させるため、計画に対するパブリックコメントを募集しました。（令和3年1月に実施予定）

- ・募集期間：
- ・意見件数：

■計画別の意見提出人数と意見件数

計画名称	提出人数	意見件数
第1編 総合保健福祉計画		
第2編第1章 地域福祉計画		
第2編第2章 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画		
第2編第3章 障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画		
第2編第4章 健康いばらき21・食育推進計画		
全編への意見		

第5節 SDGs達成に向けた取組の推進

SDGs（Sustainable Development Goals）とは、平成27年（2015年）の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標です。令和2年（2020年）1月に策定した「第5次茨木市総合計画後期基本計画」と同様に、本計画においてもSDGsの目標を位置付け、整理を行うことにより、行政だけではなく、市民、事業者・団体などの様々な主体のSDGsに対する理解を深めるとともに、各主体のさらなる連携を促し、施策を推進していきます。

■本計画に関連のあるSDGsの目標

- | | |
|----------------|-----------------------|
| 1 貧困をなくそう | 10 人や国の不平等をなくそう |
| 2 飢餓をゼロに | 11 住み続けられるまちづくりを |
| 3 すべての人に健康と福祉を | 16 平和と公正をすべての人に |
| 4 質の高い教育をみんなに | 17 パートナースhipで目標を達成しよう |
| 8 働きがいも経済成長も | |



第2章 本市の介護保険被保険者・障害者の状況

■図表一覧

- 1 本市の人口動態の状況
 - (1) 年齢3区分別人口の推移
 - (2) 小学校区別人口
- 2 介護保険被保険者の状況
 - (1) 要支援・要介護認定者の推移
 - (2) 要支援・要介護認定者の認知症の程度の状況
 - (3) 要介護申請における主治医意見書主疾病の状況
 - (4) 介護保険給付費の推移
- 3 障害者の状況
 - (1) 障害者の状況
 - (2) 身体障害者の状況
 - (3) 知的障害者の状況
 - (4) 精神障害者の状況
 - (5) 障害福祉サービス給付費の推移

2 介護保険被保険者の状況

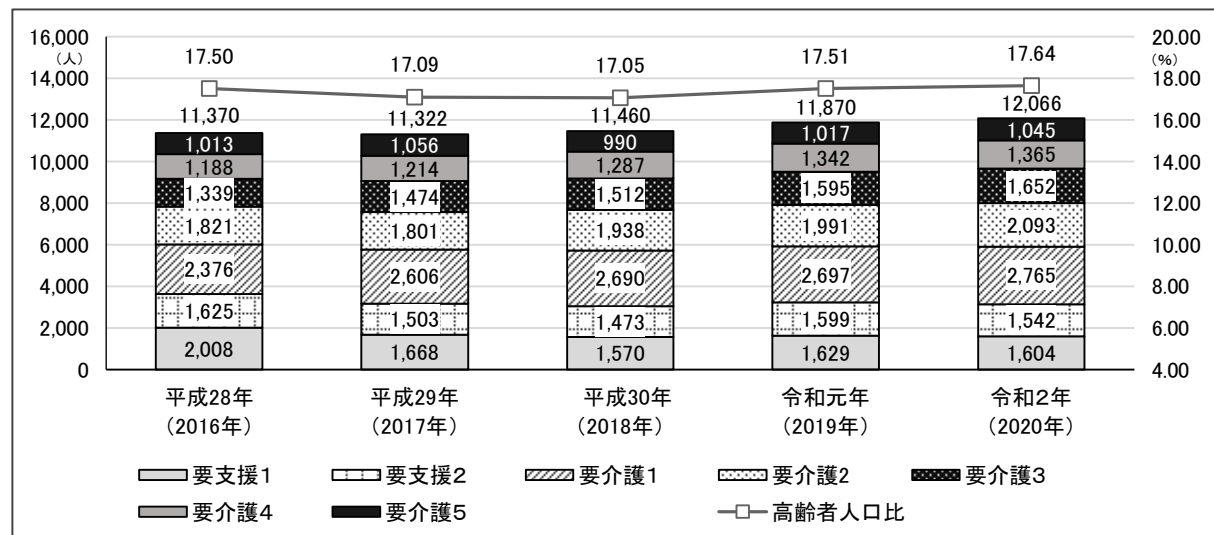
(1) 要支援・要介護認定者の推移

要支援・要介護認定者は年々増加しています。令和2年（2020年）は12,066人となっており、平成28年（2016年）に比べ、1.06倍の伸びとなっています。

また、高齢者人口に占める要支援・要介護認定者数の割合をみると、令和2年（2020年）は17.64%となっており、平成28年（2016年）以降で最も高くなっています。

	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)
高齢者人口	64,970人	66,254人	67,196人	67,794人	68,404人
要支援1	2,008人	1,668人	1,570人	1,629人	1,604人
要支援2	1,625人	1,503人	1,473人	1,599人	1,542人
小計	3,633人	3,171人	3,043人	3,228人	3,146人
要介護1	2,376人	2,606人	2,690人	2,697人	2,765人
要介護2	1,821人	1,801人	1,938人	1,991人	2,093人
要介護3	1,339人	1,474人	1,512人	1,595人	1,652人
要介護4	1,188人	1,214人	1,287人	1,342人	1,365人
要介護5	1,013人	1,056人	990人	1,017人	1,045人
小計	7,737人	8,151人	8,417人	8,642人	8,920人
合計	11,370人	11,322人	11,460人	11,870人	12,066人

出典：茨本市（各年9月末日現在）



(2) 要支援・要介護認定者の認知症の程度状況

要介護認定調査の結果から認知症の状況を見ると、要介護度が重度化するにつれて、中度（Ⅲ）以上の介護を要する認知症の人の割合が高くなっています。

(単位:人、%)

要介護度	対象者	認知症の程度						介護を必要とする 認知症の人の割合 (中度(Ⅲ)以上)
		自立	軽度(Ⅰ)	軽中度(Ⅱ)	中度(Ⅲ)	中重度(Ⅳ)	重度(M)	
要支援1	1,611	938	424	209	29	7	4	2.48
		58.2	26.3	13.0	1.8	0.4	0.2	
要支援2	1,526	865	442	206	10	2	1	0.85
		56.7	29.0	13.5	0.7	0.1	0.1	
要介護1	2,670	572	602	1,056	340	82	18	16.48
		21.4	22.5	39.6	12.7	3.1	0.7	
要介護2	1,983	439	405	659	359	103	18	24.21
		22.1	20.4	33.2	18.1	5.2	0.9	
要介護3	1,588	168	200	509	512	159	40	44.77
		10.6	12.6	32.1	32.2	10.0	2.5	
要介護4	1,264	92	130	322	469	215	36	56.96
		7.3	10.3	25.5	37.1	17.0	2.8	
要介護5	895	57	54	131	301	290	62	72.96
		6.4	6.0	14.6	33.6	32.4	6.9	
総計	11,537	3,131	2,257	3,092	2,020	858	179	26.50
		27.1	19.6	26.8	17.5	7.4	1.6	

* 国が定める「認知症高齢者の日常生活自立度」に基づき、次の通り判定。

Ⅰ：何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。

Ⅱ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる。

Ⅲ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがみられ、介護を必要とする。

Ⅳ：日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられ、常に介護を必要とする。

M：著しい神経症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患がみられ、専門医療を必要とする。

出典：茨木市(令和元年度(2019年度)数値)

(3) 要介護申請における主治医意見書主疾病の状況

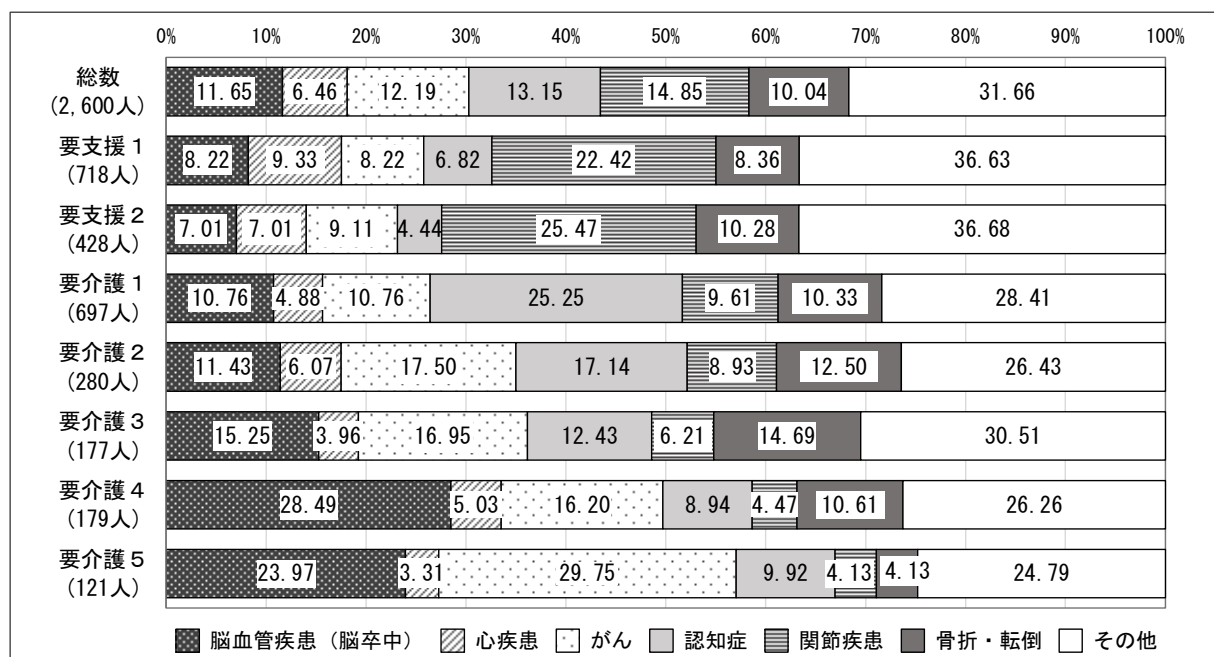
要介護申請の際、主治医が記載する意見書の主疾病は要支援者では関節疾患が、要介護1では認知症が、要介護2～3及び5ではがんが、要介護4では脳血管疾患の比率が最も高くなっています。

要支援1、2で原因の最多となっている関節疾患については、介護予防により、ある程度は未然防止が期待できます。また、要介護1～5の原因で上位に挙がっている認知症やがん、脳血管疾患などに対しては、若いころからの生活習慣病対策が、介護予防の観点からも重要です。

	第1位	第2位	第3位
総数	関節疾患	認知症	がん
要支援1	関節疾患	心疾患	骨折・転倒
要支援2	関節疾患	骨折・転倒	がん
要介護1	認知症	がん・脳血管疾患	骨折・転倒
要介護2	がん	認知症	骨折・転倒
要介護3	がん	脳血管疾患	骨折・転倒
要介護4	脳血管疾患	がん	骨折・転倒
要介護5	がん	脳血管疾患	認知症

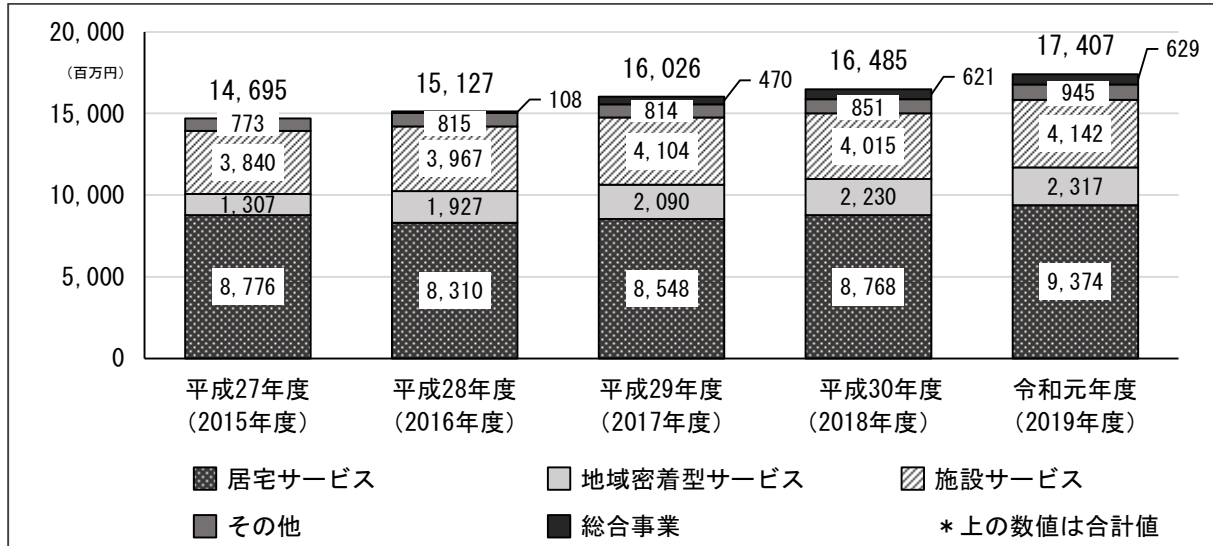
* 令和元年度 新規申請における状況

出典：茨木市（令和元年度（2019年度）数値）



(3) 介護保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費の推移

介護保険給付費及び介護予防・生活支援サービス事業費全体は、平成27年度以降、年々増加傾向にあります。



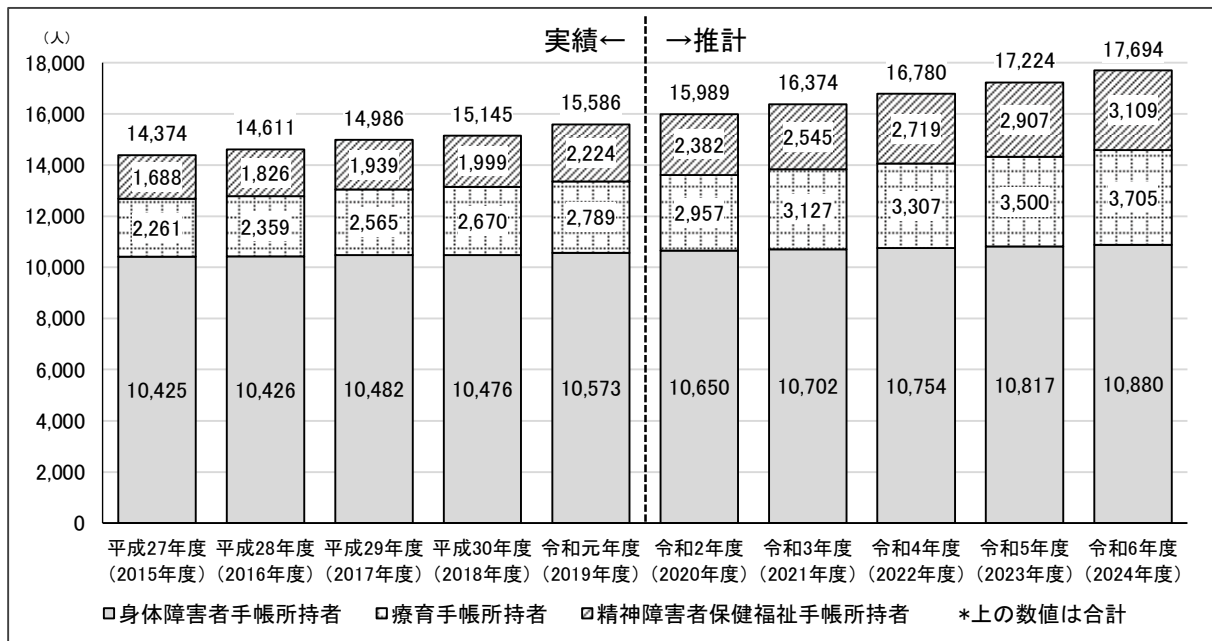
出典:茨木市

3 障害者の状況

(1) 障害者の状況

①障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は、いずれも増加傾向となっています。障害者手帳所持者全体の割合のうち療育手帳や精神障害者保健福祉手帳所持者の割合が増加しています。



出典：茨木市（各年度3月末現在）

②障害支援区分認定の状況

障害支援区分認定者数は、過去5年間、ほぼ増加傾向となっています。

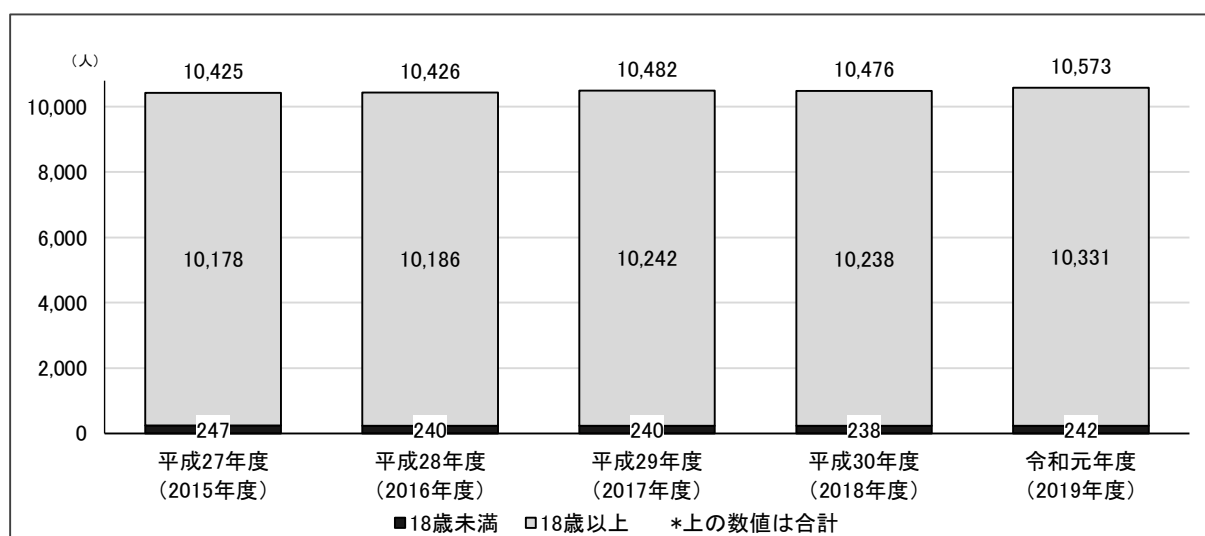
区分		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)
区分6	人数	280	271	284	288	304
	割合	21.3	21.3	21.9	21.7	21.6
区分5	人数	207	204	207	218	231
	割合	15.7	16.1	16.0	16.4	16.4
区分4	人数	307	297	306	324	355
	割合	23.3	23.4	23.6	24.4	25.2
区分3	人数	395	379	377	367	370
	割合	30.0	29.8	29.1	27.6	26.2
区分2	人数	121	115	118	127	146
	割合	9.2	9.1	9.1	9.5	10.3
区分1	人数	6	4	4	6	4
	割合	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3
合計		1,316	1,270	1,296	1,330	1,410

出典：茨木市(各年度3月末現在)

(2) 身体障害者の状況

①年齢別の身体障害者手帳所持者の状況

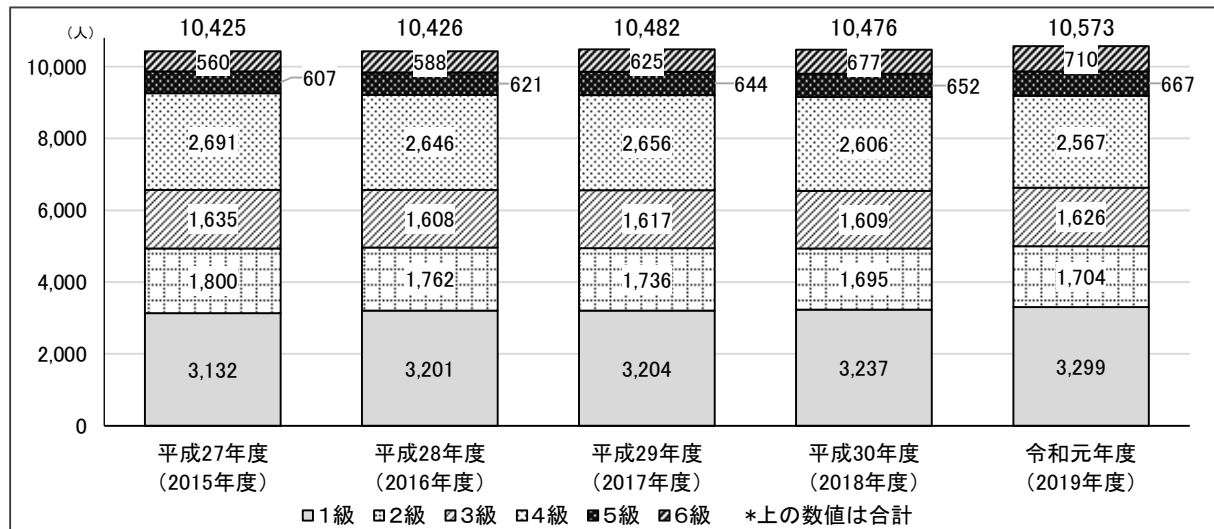
年齢別の手帳所持者の状況は、「18歳以上」が増加し、「18歳未満」は微減しています。「18歳以上」の全体に占める割合は9割以上と傾向は変わりません。



出典：茨木市(各年度3月末現在)

②等級別の身体障害者手帳所持者の状況

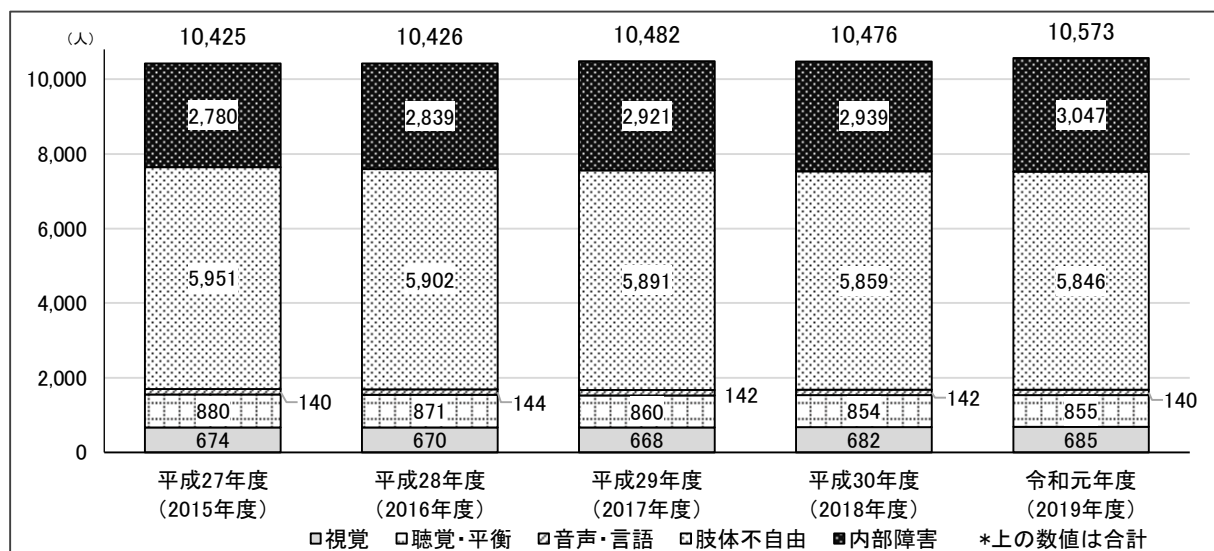
等級別の状況も直近5年間では大きな変化はみられません。



出典:茨木市(各年度3月末現在)

③障害種類別の身体障害者手帳所持者の状況

障害種類別に見ても、構成割合に大きな変化はなく、直近の令和元年度（2019年度）では、「肢体不自由」が55.3%、「内部障害」が28.8%となっています。

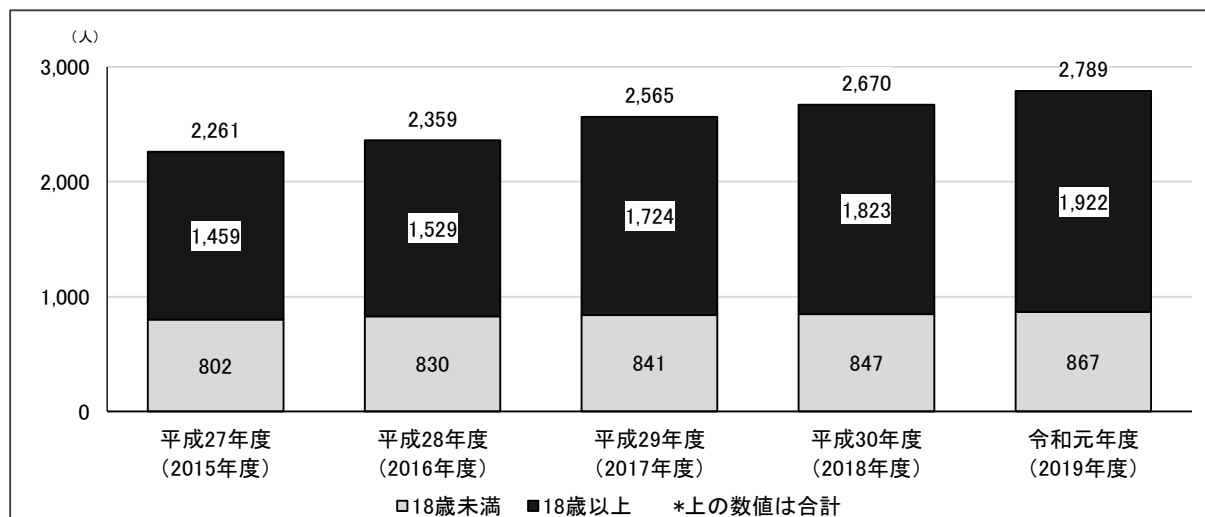


出典:茨木市(各年度3月末現在)

(3) 知的障害者の状況

①年齢別の療育手帳所持者の状況

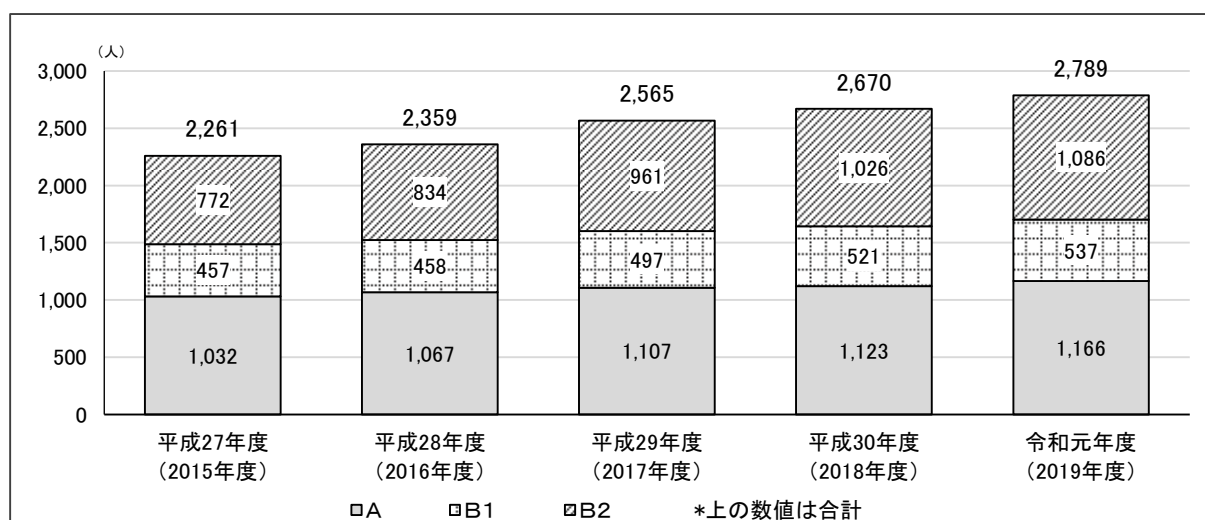
療育手帳の所持者数は年々増加しており、年齢別にみても、「18歳以上」「18歳未満」のいずれも増加しており、特に18歳以上の増加が顕著となっています。



出典: 茨木市 (各年度3月末現在)

②障害程度別の療育手帳所持者の状況

障害程度別に見ると、「A」判定がいずれの年度も最も多くなっていますが、構成割合は、「A」判定が減少し（平成27年度45.6%、令和元年度41.8%）、「B 2」判定が増加しています（平成27年度34.1%、令和元年度38.9%）。

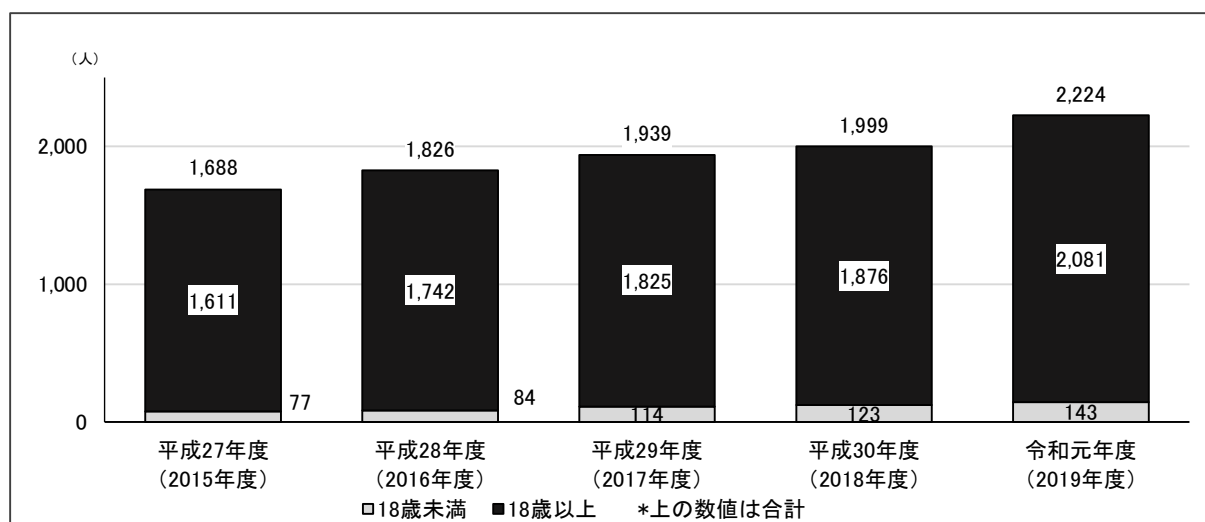


出典: 茨木市 (各年度3月末現在)

(4) 精神障害者の状況

①年齢別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

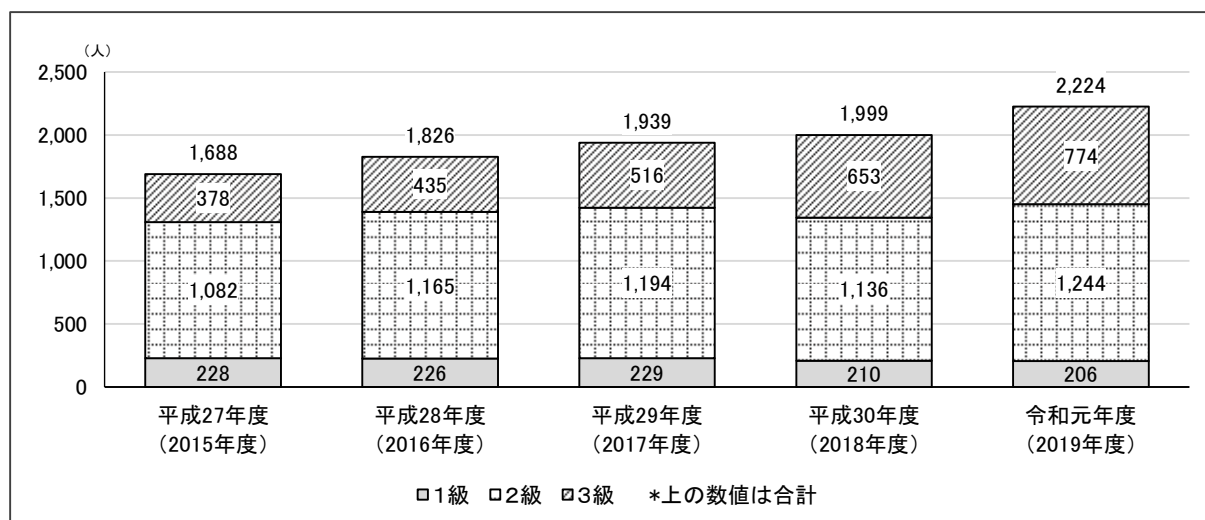
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、「18歳未満」、「18歳以上」いずれも年々増加する傾向となっています。「18歳以上」がいずれの年度においても9割以上と大半を占めており、大きな変化はみられません。



出典:茨木市(各年度3月末現在)

②等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

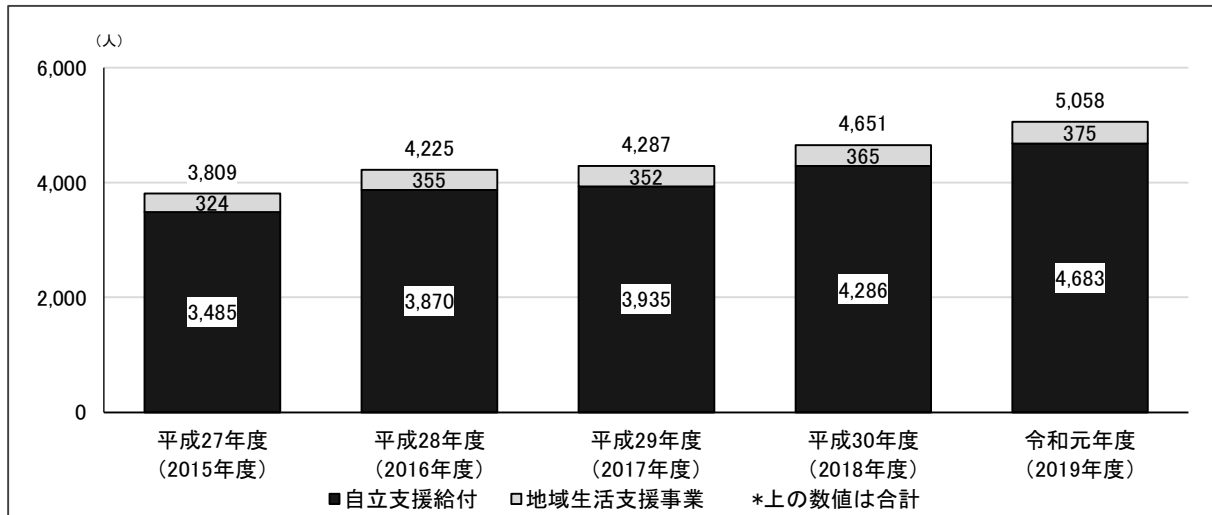
等級別に見ると、「1級」が人数、構成割合ともに減少し、「2級」や「3級」の人数が増加しています。特に、「3級」の伸びが高く、平成27年度から令和元年度にかけて、「3級」の伸び率(104.8%増)が「2級」の伸び率(15.0%増)を大きく上回っています。



出典:茨木市(各年度3月末現在)

(5) 障害福祉サービス給付費の推移

障害福祉サービス給付費は、「自立支援給付」、「地域生活支援事業」いずれも過去5年間、ほぼ増加しています。



出典: 茨木市

第3章 計画の基本方針

第1節 計画の理念、目標および施策体系

理 念

すべての人が健やかに、
支え合い暮らせる、
みんなが主役の地域共生のまちづくり
～包括的な支援体制の実現とともに～

基 本 目 標

◆第2編に記載する各分野別計画については、本計画の理念と6つの基本目標に基づいて策定し、それぞれの施策を推進することにより、総合的に本市の保健福祉の課題解決に取り組みます。

地域福祉計画 (地域福祉活動計画)

基本目標1

お互いにつながり支え合える

◆市民が地域の課題を「我が事」としてとらえる意識の醸成と、様々な課題を「丸ごと」受け止める相談支援のネットワーク整備に努めます。

- ◎見守り体制・つなぎ機能の強化
- ◎地域福祉活動の推進
- ◎民生委員・児童委員活動の推進
- ◎更生保護の推進
(茨木市再犯防止推進計画)

基本目標2

健康にいきいきと自立した生活を送る

◆生涯を通じた健康づくりと生活習慣病予防等に向けた取組や、自立した生活を送るために専門的な支援が提供できる体制整備を行います。

- ◎生活困窮者の自立に向けた支援
- ◎生活困窮者支援を通じた地域・関係づくり

基本目標3

“憩える・活躍できる”場をつくる

◆身近な地域で憩える居場所と、一人ひとりが培った力をいかせる場・機会を創出し、誰もが活躍できる地域づくりを目指します。

- ◎地域で活躍できる人材の育成
- ◎地域の交流・活動拠点づくりの推進

基本目標4

一人ひとりの権利が尊重される

◆お互いを理解し尊重し合える意識の醸成に努めるとともに、虐待防止や権利擁護の推進により要支援者を早期発見し適切な支援につなげます。

- ◎権利擁護の推進

基本目標5

安全・安心で必要な情報が活かされる

◆発信した情報が必要な人に届き、いかされる体制や、災害等の緊急時に市と関係機関が要配慮者の情報を共有・活用できる体制を整備します。

- ◎情報提供の充実
- ◎災害時の情報伝達体制、要配慮者の把握
- ◎地域防犯活動の充実

基本目標6

社会保障制度の推進に努める

◆生活保護制度や介護保険制度等、社会保障制度の適正・円滑な運営に努めます。

- ◎生活保護制度の適正実施
- ◎社会福祉法人及び福祉サービス事業者への適正な指導監査

分野別計画の施策・取組

高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画

- ◎地域包括支援センターの再編
- ◎地域包括支援センターの運営
- ◎高齢者の生活支援体制整備の推進

- ◎介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進
- ◎一般介護予防事業の推進
- ◎高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施
- ◎要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

- ◎地域活動・社会参加の促進
- ◎身近な「居場所」の整備
- ◎世代間交流の取組
- ◎高齢者の「働く場」の創造

- ◎認知症施策の推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ◎情報公表制度の推進
- ◎安心して暮らせる環境の充実
- ◎高齢者の居住の安定に係る施策
- ◎高齢者が安心して暮らせるためのICTの活用推進
- ◎感染症対策に係る体制整備

- ◎介護保険制度の適正・円滑な運営
- ◎介護給付適正化事業の推進
- ◎在宅療養の推進

障害者施策に関する長期計画
障害福祉計画
障害児福祉計画

- ◎すべての人が支え合う共生社会への取組
- ◎交流を通じての相互理解の促進

- ◎地域での包括的な相談支援体制の構築
- ◎地域での自立した生活への支援の充実
- ◎精神障害者の地域での支援体制の充実
- ◎制度の谷間のない支援 など

- ◎働きつづけられる環境の充実
- ◎余暇活動を通じた社会参加の促進

- ◎人権の尊重、差別のないまちづくりの推進
- ◎虐待防止対策の推進
- ◎権利擁護の推進

- ◎情報提供の充実、コミュニケーション手段の確保
- ◎移動手段の確保
- ◎安全・安心に暮らせる住まいづくり
- ◎防災の推進

- ◎障害者制度の適正実施

健康いばらき 21・
食育推進計画

- ◎みんなで進める健康づくり
- 家庭、学校、地域の関係機関等と連携した健康づくりの推進
- 健康相談の実施

- ◎食育推進（栄養・食生活）
- ◎身体活動（運動）
- ◎休養・こころの健康
- ◎たばこ対策
- ◎自己の健康管理◎歯と口の健康

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康づくりの場・機会の拡大

- ◎みんなで進める健康づくり
- 健康や食の安全・安心等に関する情報の発信

◎：施策

○：取組

第2節 包括的支援体制の推進

本計画の理念を実現するため、保健福祉の各分野が連携を図るとともに、地域住民の支え合いとも連動しながら、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を推進しています。

令和2年度（2020年度）には、国において、地域における包括的支援体制の整備に向けた新たな事業として、「重層的支援体制整備事業」が示されました。この事業の趣旨を踏まえ、引き続き本市における包括的支援体制の推進に向けて取り組みます。

（1）サービス提供・専門的な相談支援体制の拡充

本市では、平成30年度（2018年度）から、高齢者数の増加等によるサービス提供体制、相談支援体制の見直しを図るため、2～3小学校区を1エリアとした14エリアを設定しています。

各エリアに、地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センターを整備することで、対象者数の平準化を図り、住民がより身近な地域で相談できる体制を整備するとともに、複雑多様化した生活課題を抱えるケースなど、分野をまたがる相談であっても「丸ごと」受け止める体制を整備します。

（2）地区保健福祉センターの整備

子どもから高齢者、障害者などすべての人が安心して暮らし続けることができる地域共生社会の実現を図るため、属性や世代を問わない包括的な相談支援と、保健と福祉の連携を強化する体制を構築し、健康寿命の延伸や健康格差の解消と、支援を必要とする方の早期発見・早期対応を目指す拠点として、2～3エリアを1圏域とし、圏域ごとに地区保健福祉センターを整備します。

令和3年（2021年）4月に東圏域、令和4年度（2022年度）に西圏域、南圏域、令和5年度（2023年度）に北圏域、中央圏域での整備を予定しています。

整備に向けては、複数の生活課題を抱える世帯の実態をより詳細に把握するため、相談支援機関にヒアリングを実施し、課題の整理・分析を行いました。その結果を踏まえ、次の3つの機能を改めて位置付けます。

○保健センター機能（保健と福祉の連携）

地区保健福祉センターに保健師を配置し、地域の医療機関や福祉関係団体などと連携しながら、地域住民への健（検）診の受診勧奨や健診結果等に基づく健康支援、健康や子育てに関する相談支援等を実施し、健康課題が生活課題につながらないように取り組みます。

○専門相談支援機能（専門職による包括的なチーム支援）

地区保健福祉センターを設置するエリア担当の専門相談支援機関（地域包括支援センター、いきいきネット相談支援センター、障害者相談支援センター）を地区保健福祉センター内に配置し、世代や分野にとらわれず、様々な生活課題を抱える方に対して迅速に幅広く対応できる体制を整備します。

また、自ら支援につながる事が難しい方などに対しては、地区保健福祉センターや生活困窮者自立相談支援機関（くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』）の専門職がアウトリーチによる支援に努め、本人との関係性を構築し、課題解決に向けて継続的に支援を行います。

○住民の力を活用した『予防と共生』

住民同士が共に支え合う関係性を育み、継続的な見守りの体制や居場所づくり、生活習慣病の予防や健康づくりが地域の中で進むように、社会福祉協議会が行う地域支援とも連携・協力し、地域住民や団体に働きかけます。

（３）ネットワークの再編による発見・相談・見守り体制の機能強化

地域にある複数のネットワークについては、既存の「健康福祉セーフティネット」を活用しながら、地域の実情に応じて各ネットワークの機能を整理・統合し、要援護者を「丸ごと」受け止めることができるように、発見・相談・見守り体制の機能強化を図ります。社会福祉協議会やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、生活支援コーディネーター等については、その役割を整理し、効果的なコーディネートができるような地域住民にもわかりやすい仕組みづくりを進めます。

また、圏域ごとに設置する地区保健福祉センターでは、地域の社会資源の開発や共有、各小学校区やエリアで発見された地域課題の取りまとめ、地域住民のニーズと社会資源のマッチングなどを行い、必要に応じて市が地域情報や実状を集約できる仕組みを作ります。

それを受けて、市では、複数の圏域やエリアに共通している地域課題等について総合的に検討し、施策に反映させるとともに、課題解決に向けた方向性の提示や体制整備に取り組みます。

なお、今後新たに保健福祉分野でネットワークの構築が必要となる場合は、これらの仕組みを活用して整備を図るものとします。

■ 地域課題を施策につなげていく仕組みづくり



議題 2

地域包括支援センターの整備について

茨木市地域包括支援センターの整備について

1 目的

国は、2015 年（平成 27）年度施行の改正介護保険法において、地域包括ケアシステムの構築は重要施策であり、2025（令和 7）年に向けた構築が急がれています。

そこで、本市は、地域包括ケアシステムを推進する中心的な役割を担う地域包括支援センター（以下、「包括センター」という。）を拡充し、高齢者等が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、きめ細やかな相談支援体制の整備を行うものです。

2 方針

整備にあたっては、以下の項目に留意します。

- (1) 包括センターを、高齢者人口が 1 エリア 5,000 人程度として、14 エリア毎に設置します。
- (2) 包括センターは、委託方式により設置します。
より多様な法人の参入を促すため、原則、公募での選考とします。
(なお、14 エリアのうち、5 エリアは平成 30 年度に公募での選考を既に実施済。令和 2 年度以降、未実施の 9 エリアについて、順次、公募での選考を予定。)
- (3) 整備を進めるにあたり上記の事項並びに計画的な整備が著しく困難な事項等が発生した場合は、その内容について地域包括支援センター運営協議会に報告し委員の意見を聞くものとします。

3 包括センターの形態及び業務等

包括センターは、エリア型と圏域型の 2 種類の形態とします。

(1) エリア型

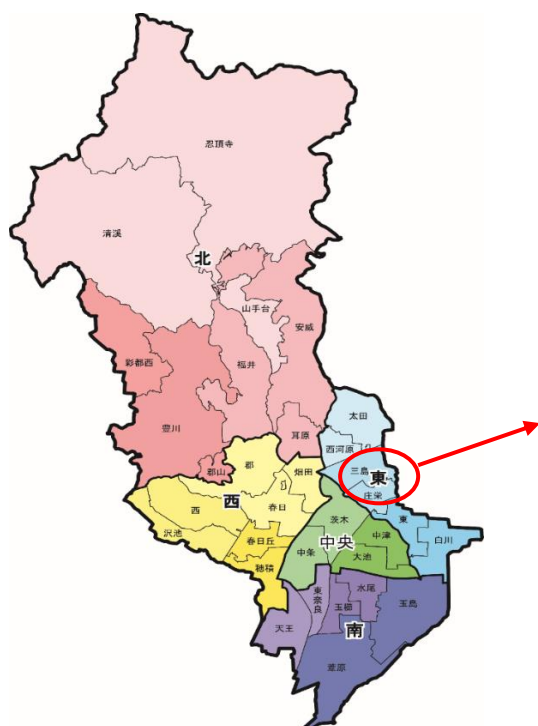
エリア型とは、担当エリア内に包括センター事務所を単独で開設する形態をいいます。担当エリアにおいて包括センター基本業務を行います。

(2) 圏域型

圏域型とは、地区保健福祉センター内に包括センター事務所を配置する形態をいいます。

担当エリアでの包括センター基本業務に加え、地区センターに配置した他の専門職・機関（市保健師、CSW、障害者相談支援センター等）と連携しながら、圏域内の他のエリア型包括センターとの合同研修の企画、圏域情報の収集と共有や現状分析から地域課題を抽出する等の取りまとめの役割を担います。

茨木市地域包括支援センター整備スケジュール



茨木市東保健福祉センター

所在地 茨木市西河原二丁目 17 番 4 号



圏域	エリア	整備年度
北	清溪・忍頂寺・山手台	エリア型として設置済
	安威・福井・耳原	令和 3 年度又は令和 4 年度
	豊川・郡山・彩都西	令和 3 年度又は令和 4 年度
東	太田・西河原	令和 2 年度
	三島・庄栄	令和 2 年度 ★圏域型
	東・白川	エリア型として設置済
西	春日・郡・畑田	エリア型として設置済
	沢池・西	令和 3 年度又は令和 4 年度 ★圏域型
	春日丘・穂積	令和 3 年度又は令和 4 年度
中央	茨木・中条	令和 2 年度
	大池・中津	エリア型として設置済
南	天王・東奈良	令和 3 年度又は令和 4 年度
	玉櫛・水尾	エリア型として設置済
	玉島・葦原	令和 3 年度又は令和 4 年度 ★圏域型

4 募集エリア

包括センターの運営法人は、エリアごとに公募し、公平・中立で適切な運営が確保される法人を選定します。令和2年度に公募したエリアは下表のとおりです。

・エリア型

圏域	エリア	小学校区	住所
東	太田・西河原	太田	太田一丁目～三丁目、花園一丁目・二丁目、高田町、十日市町3番、東太田二丁目～四丁目、太田東芝町、東太田一丁目4番～6番{ただし、5番101～822号(サニーハウスは除く)}
		西河原	西太田町(ただし、34番5号は除く)、西河原北町、五日市一丁目1・2番、城の前町、西河原三丁目、南耳原一丁目1番、南耳原二丁目1～6番
中央	茨木・中条	茨木	田中町、上中条一丁目・二丁目、上泉町、片桐町、元町、大手町、新庄町、本町、東宮町、宮元町、大住町、竹橋町、永代町、戸伏町、別院町
		中条	駅前一丁目～四丁目、西中条町、下中条町、東中条町、新中条町、岩倉町、奈良町(ただし、16・18・19番は除く)

・圏域型

圏域	エリア	小学校区	住所
東	三島・庄栄	三島	三島町、三島丘一・二丁目、総持寺一丁目、総持寺二丁目(ただし、1番1号～5号及び25号は除く)、西河原一・二丁目、三咲町、総持寺駅前町15番(10～23号・201～404号)
		庄栄	庄一丁目・二丁目、中総持寺町、総持寺駅前町(ただし、15番10～23号・201～404号は除く) 総持寺二丁目1番1号～5号及び25号、橋の内二丁目7番1～20・101～508(オークタウン東茨木)・8番101～815号(イトーピア茨木)

5 運営法人選定スケジュール

日程	内容
令和2年7月22日	地域包括支援センター運営協議会 公募参加資格(案)、公募エリアの報告
令和2年7月～8月	審査基準等の決定(プロポーザル選定会議)
令和2年9月15日	説明会の開催 参加26社
令和2年9月15日～ 令和2年10月15日	参加の受付、参加資格の審査
令和2年10月12日～ 令和2年10月30日	審査 企画提案8社
令和2年11月2日	候補者の決定
令和3年2月	地域包括支援センター運営協議会(事業所の指定)

6 センター開設スケジュール 予定

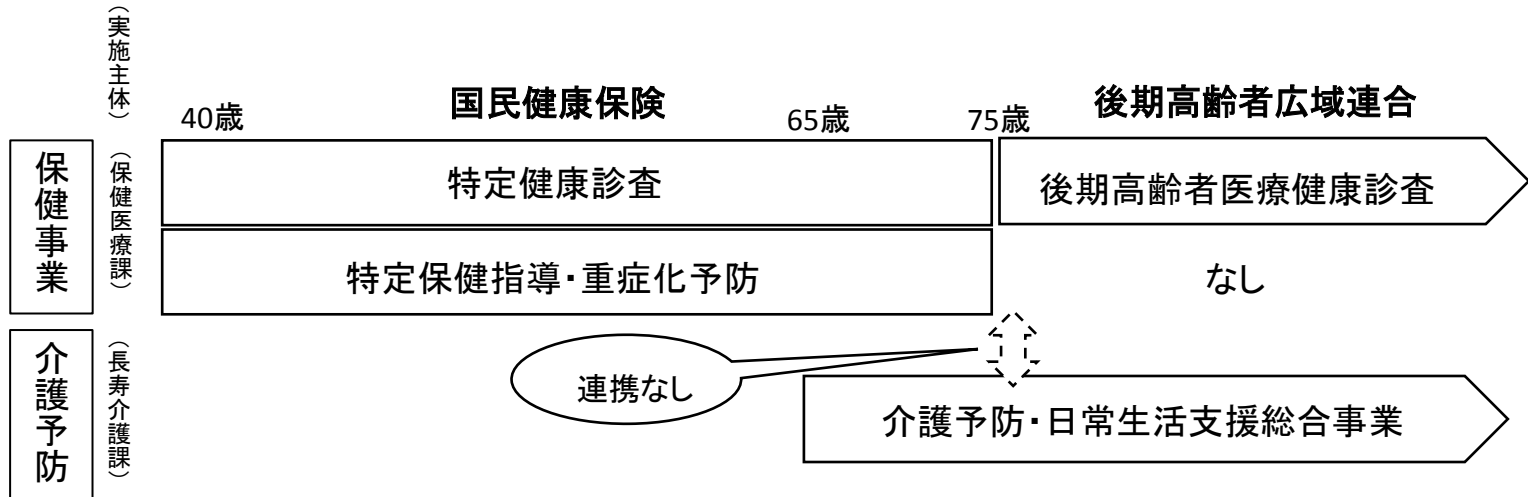
日程	内容
令和2年12月初旬	契約締結
令和3年1月下旬	地域包括支援センター設置届
令和3年3月上旬	職員配置
	開設準備
	センター従事者予定研修
	地域包括支援センターシステム研修
	既存のセンターにおいて事務引継
	利用者引継開始
令和3年3月中旬・下旬	地域の支援者、関係機関への挨拶、周知活動
令和3年4月～	1日から開設(業務開始)

議題 3

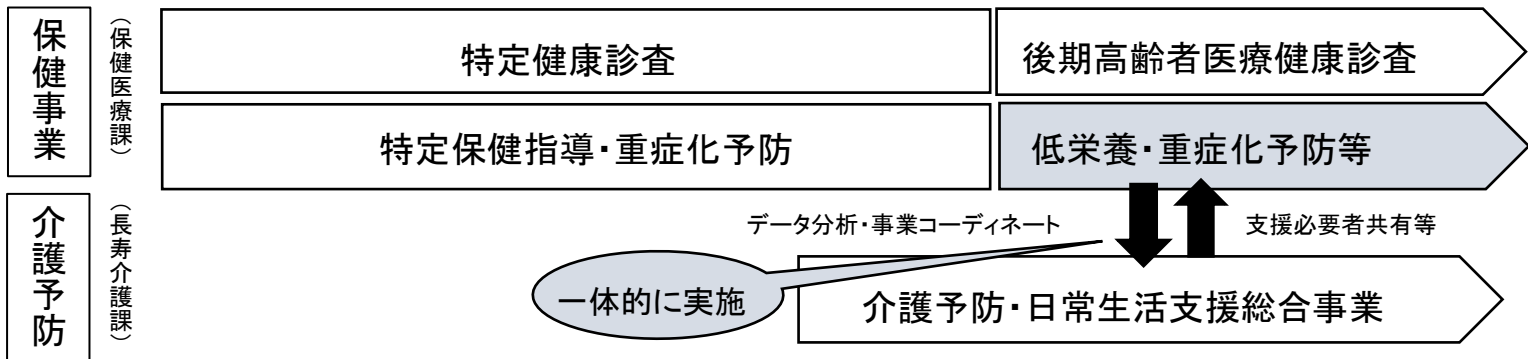
保健事業と介護予防の一体的実施について

保健事業と介護予防事業の現状と今後について

【現状】



【今後】



茨木市の高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施（イメージ図）

茨木市が一体となって支援

地区保健福祉センター



連携

連携

連携

保健医療課の保健事業

長寿介護課の介護予防事業等

医療・介護データ解析
企画調整等

医療
しせ

健診

介護
しせ

要介護
認定

フレイル
状態の
チェック

疾病予防・
重症化予防



フレイルのおそ
れがある高齢者

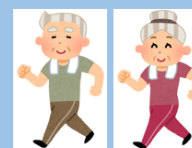


連携

かかりつけ医や
必要なサービス等



生活機能の改善



コミュニティデイハウス等
の通いの場を拠点として
住民の健康づくりを実施

連携



議題 4

次期高齢者保健福祉計画・介護保険事業
計画（案）について

高齢者保健福祉計画（第 9 次）

介護保険事業計画（第 8 期）

案

第1節 前計画の評価と課題

前計画の基本目標1 お互いにつながり支え合える

1 地域包括支援センターの再編

地域の身近な相談窓口である地域包括支援センターについては、令和元年度（2019年度）に5か所増設し、市内11か所の拠点で総合相談支援業務や権利擁護業務等に取り組んでいます。

増設に当たっては、介護事業所や医療機関、商店等を対象にセンターの周知活動を進めてきましたが、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、家族や友人・知人以外で何かあったときに相談する相手としての地域包括支援センターの認知度は6.7%と低い状態にあることから、更なる周知に取り組む必要があります。

今後も、複雑化・多様化することが予想される高齢者及び家族からの相談に対してきめ細やかに対応していくため、令和5年度（2023年度）までに、地域包括支援センターの14エリアへの設置を段階的に進めていく必要があります。

2 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターの適切な運営及び評価については、平成28年度（2016年度）から業務評価を実施しており、運営協議会による定期的な点検・評価と併せて、適切な運営に努めてきました。今後、事業評価を通じた地域包括支援センターの機能強化を図るため、令和元年度（2019年度）に評価項目の見直しを行い、令和2年度（2020年度）から新たな評価項目による業務評価を実施しています。

自立支援型地域ケア会議については、地域包括支援センターが中心となり、担当エリアにおける医療や介護、福祉等の多職種連携の場、自立支援型ケアマネジメントの強化の場として計画的に開催しています。今後は、個別の課題解決にとどまらず、個別課題から地域課題を発見・抽出し、生活支援体制整備事業による協議体との連携などを図り、地域課題の解決に向けた取組につないでいくための仕組みの整備、強化が課題となっています。

3 高齢者の生活支援体制整備の推進

生活支援体制の整備に向け、第1層協議体において、参画団体の強みを生かし、個別宅配事業者等との「高齢者の見守りに関する協定」の締結など、新たなサービス・仕組みづくりなどに取り組んでいます。

一方で、第2層協議体については、主にエリア単位での設置を目指していましたが、住民主体の活動に直結しづらいことなどから、設置単位の見直しが課題となっており、地域のニーズ把握や必要なサービス等の創出などの機能を発揮しやすいこと、また、総合保健福祉計画に掲げる「ネットワークの再編」との整合を図る必要があることから

ら、小学校区を単位として設置するよう取組を進めています。

項 目		実績値			目標値
		平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
地域包括支援センター設置数		6 か所	6 か所	11か所	11か所
何かあったときに相談する相手 (地域包括支援センター)		アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	21.4%(*1) (包括6.7%、 市役所14.7%)	30.0%
地域ケア会議実施回数		44回	38回	66回	66回
協議体の設置数	(第1層)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	(第2層)	2 か所(*2)	0 か所	0 か所	11か所

* 1 令和元年度（2019年度）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

* 2 モデル事業として設置

前計画の基本目標 2 健康にいきいきと自立した生活を送る

1 介護予防・日常生活支援総合事業の基盤整備の推進

介護予防・生活支援サービス事業について、訪問型サービスAでは、平成 30 年度（2018 年度）の人員等に関する基準の緩和により、利用者数が大きく増加しました。また、コミュニティデイハウスでは、街かどデイハウスからの移行による設置数の増加に伴い、利用者数が増加し、地域の介護予防の拠点としての機能を果たしています。

その一方で、訪問型サービスAのヘルパーや、住民主体によるサービス（訪問型・通所型サービスB）を支えるボランティアなど、各サービスの担い手の育成・確保が課題となっています。また、コミュニティデイハウスでは、入浴や送迎サービスを実施するなど事業対象者や要支援者を支援するサービスを実施していますが、一部では利用者数が伸び悩んでいるところもあります。

通所型サービスCでは、生活不活発等により一時的に生活機能が低下した方を対象に短期集中による運動器の機能向上などの取組を通じて、日常生活での自立が図れるよう支援に取り組んでいます。

介護予防ケアマネジメントについては、介護予防・生活支援サービス事業等が適切に提供されるよう、地域包括支援センター等においてケアマネジメントに取り組むとともに、地域包括支援センター職員や居宅介護支援事業所のケアマネジャーとのワーキング会議などを通じて、質の向上を図ってきました。

一般介護予防事業については、街かどデイハウス及びコミュニティデイハウスでの介護予防教室や、公民館や地域の集会所等での介護予防運動教室やはつらつ教室などを開催し、高齢者の身近な場所で介護予防の運動ができるよう取り組みました。

また、はつらつ出張講座による地域へのアウトリーチによる介護予防支援を推進するとともに「元気！いばらき体操」や介護予防手帳（はつらつパスポート「みんなで元気編」）の普及、活用などを推進してきました。さらに、シニアいきいき活動ポイント事業などを通じて社会参加を推進し、介護予防を支援しています。

高齢者の介護予防に資する活動については、地域の特性・実情に応じた取組を展開していく必要があります。

また、専門職の効果的・効率的な関与やPDCAサイクルを踏まえた効果検証、他分野の事業等との連携などを通じて、多様な主体による介護予防の取組の強化・拡充を図ることも重要となります。

※コミュニティデイハウス

介護保険・日常生活支援総合事業の通所型サービスB（住民主体により実施する通所型サービス）
の本市における施設名

2 要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

要介護高齢者の外出支援、移動手段の充実に向けて高齢者福祉タクシー料金助成事業を実施しており、利用者数は増加しています。

家族介護者の経済的・身体的・精神的負担の軽減に向けては、高齢者紙おむつ等支給事業や高齢者ごいっしょサービス事業を実施していますが、実績が横ばいとなっています。

在宅介護実態調査の結果を見ると、今後の在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じる介護等として、「外出の付き添い、送迎等」(45.7%)、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(39.5%)、「食事の準備(調理等)」(37.0%)との回答が多く、今後も家族介護者の高齢化が進み、在宅介護を取り巻く社会動向や事業者などが提供する民間サービスなどの状況も変化する中で、今後の事業のあり方をはじめ、家族介護者への支援の方向性等について検討が必要となっています。

項 目	実績値			目標値
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
訪問型サービスA延べ利用者数の増加	518件	976件	1,883件	400件
訪問型サービスB延べ利用者数の増加	4件	47件	59件	100件
コミュニティデイハウス整備数	8か所	11か所	13か所	17か所
介護予防教室整備小学校区数	28小学校区	28小学校区	28小学校区	32小学校区
介護・介助の必要性を感じない高齢者の割合	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	86.3%(*)	90.0%
シニアいきいき活動ポイント登録者数	702人	700人	729人	1,000人
高齢者福祉タクシー料金助成事業	1,663人	1,760人	1,847人	2,000人
高齢者紙おむつ等支給事業	257人	253人	259人	—
高齢者ごいっしょサービス事業	39人	43	38人	—

* 令和元年度(2019年度) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

前計画の基本目標3 “憩える・活躍できる” 場をつくる

1 地域活動・社会参加の促進

高齢者活動支援センターシニアプラザいばらきにおいて、老人クラブの立ち上げや会員加入促進などを通じた高齢者の地域活動支援をはじめ、シニアマイスター登録事業やシニアいきいき活動ポイント事業等による高齢者の社会参加支援、茨木シニアカレッジ事業等による生涯学習支援に取り組んでいます。

主な取組である高齢者いきがいワーカーズ支援事業については、これまで6つの団体が創設され、地域において介護予防事業やICTの普及活動を展開していますが、目標としていた地域における生活支援サービスに関連する事業の創設には結び付いていません。高齢者が、自ら生活支援サービスを提供する組織化を行うには、心理的なハードルが高い様子がうかがえることから、今後は、高齢者の地域活動の土台となる「組織化支援」に力を入れ、将来的に、それぞれの団体が生活支援サービスの担い手となるよう、仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、茨木シニアカレッジ事業については、高齢者の生涯学習に関するニーズに応じた講座を展開し、修了生からは、地域での介護予防活動等のリーダー等として活躍する高齢者もあり、地域活動の担い手づくりに大きく貢献してきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、社会参加の状況を見ると、収入のある仕事やスポーツ関係のグループ等での活動、趣味関係のグループでの活動は、ほかの活動と比べて参加者割合（週1回以上参加している人の割合）が高くなっています。また、地域住民の有志による健康づくり活動や趣味等のグループ活動等について、参加者として参加意向がある高齢者は52.1%、企画・運営（お世話役）として参加意向がある高齢者は28.1%となっており、高齢者の地域活動への一定の参加意向、潜在的なニーズを確認できます。

本市では、高齢者活動支援センターシニアプラザいばらきを中心に、高齢者の地域活動・社会参加の促進に積極的に取り組んでおり、地域でも住民主体の様々な活動が展開されています。

今後は、既存の事業等の充実とともに、本市における高齢者の社会参加の状況などの見える化を進め、高齢者一人ひとりの状態やニーズに応じた切れ目のない社会参加を可能にする仕組みづくりに取り組む必要があります。

2 身近な「居場所」の整備

社会参加の機会となる身近な「居場所」として、街かどデイハウスやコミュニティデイハウスの整備、いきいき交流広場の設置などに取り組んでいます。

元気高齢者を対象に住民参画により居場所づくりを行ってきた街かどデイハウスについては、要支援認定者や事業対象者が利用できるコミュニティデイハウスへの移行を進めた結果、コミュニティデイハウスの設置数は増加し、高齢者の身近な居場所としての機能を果たしています。しかし、住民団体によるボランティアで運営してい

る中で、街かどデイハウス、コミュニティデイハウスでは、スタッフのなり手が少なく、また後継者不足などの問題があり、事業の継続性について課題があります。

いきいき交流広場については、老人クラブ等が運営主体となり、創意工夫により、高齢者の身近な交流の場・機会となる取組を実施しており、設置数及び利用者数は増加しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果から、週あたりの外出頻度を見ると、週5回以上外出している高齢者は前回より増加し47.7%となっており、閉じこもり傾向にある高齢者（ほとんど外出しない又は週1回外出する高齢者）は前回より減少し、11.5%となっています。

利用したい居場所の内容として「家から近い」「料金が安い・無料」「趣味やスポーツが楽しい」などが上位を占めており、身近な地域で趣味活動や交流などを図ることができる「居場所」のニーズが高いことが示されています。

地域においては図書館や公民館など様々な施設があり、また、地域住民が自主的に通う多様な場における介護予防活動や通いの場・居場所があることから、地域の社会資源の状況も踏まえた居場所の整備の見直しが必要となっています。

3 世代間交流の取組

市内5か所の多世代交流センターにおいて、子どもから高齢者まで多様な世代が交流を図るための多彩な事業を実施しており、多世代交流センター利用者数も増加しています。

また、多世代交流センターをはじめ、公民館などの身近な公共施設、街かどデイハウス、コミュニティデイハウス等において、レクリエーションや運動器の機能向上など介護予防に資する教室・講座を開催するとともに、高齢者レクリエーションのつどいなどの身近なスポーツ・レクリエーション活動の充実を図っています。

さらに、「スポーツ推進計画」に基づき、スポーツ・レクリエーション活動を通じた世代間交流に向けた様々な事業を展開しています。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、スポーツ関係のグループやクラブでの活動に週1回以上参加する高齢者は17.4%とほかの地域活動に比べて多く、利用したい居場所の内容として「趣味やスポーツが楽しい」は33.7%で3番目に多いことから、「スポーツ」が高齢者の交流のキーワードになっている様子がうかがえます。

今後も、子どもから高齢者まで多様な世代が健康で豊かな人生を送ることができるよう、多世代交流センターを中心に、地域特性に応じた様々な取組の充実を図る必要があります。

4 高齢者の「働く場」の創造

高齢者の多様なニーズに応じた働き方を支援するため、シルバー人材センターの円滑な運営を支援し、指導援助に努めており、シルバー人材センターによる会員確保に向けた取組などを通じて、登録会員数は増加傾向にあります。

また、高齢者いきがいワーカーズ支援事業について、今後は生活支援体制整備事業との連携により、高齢者の就労的活動を通じた「高齢者の居場所と出番」の創出・充実に取り組む必要があります。

なお、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、週1回以上収入のある仕事をしている高齢者は17.9%となっており、特に、前期高齢者では収入のある仕事をしている高齢者は増加傾向にあります。

また、今後、高齢化が進む一方で、生産年齢人口が減少することが予測されており、持続可能な社会を実現していくためにも、就業を通じた社会貢献と高齢者のいきがいの創出に向けて、高齢者の多様な「働く場」を創造していく必要があります。

項 目	実績値			目標値
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
高齢者いきがいワーカーズ 支援事業（事業立ち上げ件数）	累計5件	累計5件	累計6件	累計11件
街かどデイハウス整備数	15か所	11か所	8か所	15か所
コミュニティデイハウス整備数【再掲】	8か所	11か所	13か所	17か所
街かどデイハウス・コミュニティデイハウスの合計	23か所	22か所	21か所	32か所
いきいき交流広場整備数	21団体	21団体	21団体	32団体
多世代交流センター利用者数	101,665人	102,508人	138,854人	107,000人
シルバー人材センター登録会員数	1,349人	1,476人	1,591人	1,400人

前計画の基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

1 認知症施策の推進（新オレンジプランの推進）

「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」の実現に向けて、「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」の7つの柱に沿って取組を進めています。

①認知症への理解を深めるための普及・啓発

小中学生への認知症サポーター養成講座受講への働きかけを小中学校の教師等を通じて積極的に行っていますが、受講にはつながりにくく、受講者数は目標値に到達していない状況があります。また、地域で多様な世代へ向けた認知症施策の啓発イベントを実施していますが、認知度向上のため引き続き様々な周知が必要です。

②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

認知症初期集中支援チーム（チーム・オレンジいばらき）では認知症の初期と思われる人を中心に家庭訪問等で相談に応じ、必要な支援につなげるための取組を推進しています。認知症初期集中支援チーム（チーム・オレンジいばらき）の認知度がまだ低い状況であり、チームの介入件数も減少傾向にあるため、認知度の向上に取り組み、認知症初期における早期発見・早期対応につなげる必要があります。

③若年性認知症施策の強化

若年性認知症の人の居場所づくりには至っていませんが、若年性認知症支援ハンドブックの配布を実施し、若年性認知症の相談窓口の周知に努めています。

④認知症の人の介護者への支援

認知症地域支援推進員による認知症カフェ（いばらきオレンジかふえ）の開設・運営支援を実施し、介護事業者等からの開設相談や登録数は徐々に増加しています。

しかし、認知症当事者の方や介護家族の利用が少ない状況であるため、更に周知を図るとともに当事者の方や介護家族のニーズを把握し、運営内容にいかす必要があります。

また、在宅介護実態調査の結果を見ると、在宅生活の継続に向けて主な介護者が不安に感じることで、「認知症状への対応」は29.1%と上位に入っていることから、認知症の人の介護者の負担軽減に向けた取組が重要です。

⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進

「茨木童子見守りシール」の配布や「みんなでさがそうSOS事業」の実施と周知に取り組むとともに、地域の商店会や図書館に対して認知症に関する取組の啓発を実施しています。

また、多機関で本市における認知症支援のあり方等を共有する機会として、認知症地域連携連絡協議会を開催しています。まずは、認知症の人及びその家族の支援者に認知症支援に関する取組の情報が行き届くよう、啓発を行っていく必要があります。

⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその結果の普及の推進

はつらつパスポートや認知症サポートブック等、認知症に関する地域連携のための媒体の活用と、関係機関との情報共有に取り組んでいます。媒体の配布だけでなく、活用方法についても周知していく必要があります。

⑦認知症の人やその家族の視点の重視

平成 30 年度（2018 年度）には認知症に関する市民意識調査を実施し、当事者及び家族の意見やニーズを把握しました。引き続き、当事者や家族とつながる機会づくりに努め、当事者や家族の意見やニーズを施策に反映していく必要があります。

2 虐待防止対策の推進

高齢者への虐待防止に向けて、障害者・高齢者虐待防止ネットワークにおいて意見交換及び研修を実施するとともに、街頭で市民に向けた虐待防止キャンペーンを行い、高齢者等への虐待防止に対する意識の向上に取り組んでいます。

また、虐待や虐待の疑いがあることを把握した場合の対応については、地域包括支援センター等と連携し、訪問調査や支援策の検討を行い、迅速な対応に努めています。

虐待通報件数は年々増加傾向にあることから、虐待防止に向けて、今後も関係機関との連携強化や更なる体制の整備及び職員のスキルアップに取り組む必要があります。

3 権利擁護の推進

高齢者の権利擁護の推進については、成年後見制度に関するパンフレットの配布や、地域の相談支援機関や関係者を対象とした研修の実施などを通して、制度の普及、利用促進に取り組んでいます。また、認知症の人や高齢者等で制度の利用が必要と思われる人、その家族に対しては制度の利用勧奨を行うとともに制度についての説明や手続きの支援等を行っています。

一方で、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると成年後見制度の認知度は 40.6%（内容まで知っている又は詳しくは知らないが、おおまかなことは知っている）となっており、目標値である 50.0%を下回っています。今後は制度が必要となる高齢者の更なる増加が予測されることから、制度の内容や利用方法についての周知を行い、制度を必要とする人が適切な時期に活用できるよう支援していく必要があります。

項 目	実績値			目標値 令和２年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
認知症サポーター養成講座受講者数(平成20年度(2008年度)からの累計)	17,732人	20,415人	21,844人	27,000人
認知症初期集中支援チーム認知度	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	9.1%(*)	20.0%
認知症地域支援推進員認知度	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	16.2%(*)	30.0%
認知症カフェ登録数	19か所	19か所	21か所	30か所
認知症対応力向上研修実施回数	3回	1回	4回	5回
認知症の人の家族向け介護教室実施回数	10回	10回	7回	11回
認知症高齢者見守り事業登録者数(平成28年(2016年)10月からの累計)	129人	162人	205人	540人
成年後見制度認知度	アンケートの実施なし	アンケートの実施なし	40.6%(*)	50.0%

*令和元年度(2019年度)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

前計画の基本目標 5 安全・安心で必要な情報が活かされる

1 災害時に求められる医療・介護サービスの継続

避難所施設の設置運営検討プロジェクトチーム会議や要配慮者支援検討会議を通じて、要配慮者避難施設を円滑に設置運営できるよう体制整備を進めています。

平成 30 年（2018 年）6 月の大阪北部地震への対応等を踏まえ、今後のあり方を検討していく必要があります。

2 情報公開制度の推進

介護保険サービスガイドブックの更新や出前講座の実施、市広報誌やホームページ等を通じて、介護保険制度やサービスの利用方法等の情報提供に取り組んでいます。

市内の介護保険サービスの事業者の情報を検索することができる「いばらき ほっとナビ」については、チラシを作成、配布し市民に広く周知を行っています。

3 安心して暮らせる環境の充実

緊急時の連絡が困難な高齢者に対し、24 時間の安全確認機能や健康相談サービス等を付加した緊急通報装置の設置に努めています。

ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の実態把握に向けては、平成 30 年度（2018 年度）は対象者全員、令和元年度（2019 年度）には新規対象者及び過去未回答者に調査を実施しました。これまでの調査で調査対象となるひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯のおよそ 80% の状況を把握できており、民生委員・児童委員の見守り活動の一助として一定の役割を果たしています。一方で、調査の回答はあるものの、緊急連絡先として登録できる親族等がいない方への対応が課題となっています。

高齢者食の自立支援サービス事業では、食事づくりが困難な在宅の高齢者に栄養バランスのとれた食事を提供し、健康保持・疾病予防を図るとともに、安否の確認がとれないときは緊急連絡先等の関係者へ連絡を行い、安全・安心な生活を支援しています。令和元年度（2019 年度）からは低栄養状態（BMI 値が 20.0 以下かつ直近の半年間で体重が 2 kg 以上減）の改善を目的に、管理栄養士による訪問指導を実施しています。

在宅高齢者の食や安否確認の支援については、民間サービスの実態も把握しつつ支援のあり方について検討していく必要があります。

項 目	実績値			目標値 令和 2 年度 (2020 年度)
	平成 29 年度 (2017 年度)	平成 30 年度 (2018 年度)	令和元年度 (2019 年度)	
ひとり暮らし高齢者の実態等把握調査 回答率	62.0%	57.3%	45.0%	80.0%
高齢者世帯の実態等把握調査回答率	92.8%	87.7%	75.6%	95.0%

4 高齢者の居住安定に係る施策との連携

高齢者世帯付住宅（シルバーハウジング）への生活援助員の配置や一定の条件を満たす高齢者世帯への家賃助成、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の情報提供を行い、高齢者が安全で安心な生活を送るための住まいの確保に向けて取り組んでいます。令和2年（2020年）3月には「茨木市居住マスタープラン」を策定し、住宅確保要配慮者、高齢者の住まいに関する課題、施策について掲載しています。

高齢者向けの住宅が普及する中、今後は制度のあり方や高齢者の住まいに関する経済的負担の解消について、検討が必要となります。

前計画の基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

1 介護保険制度の適正・円滑な運営

地域密着型施設の整備については、必要性を見極めながら引き続き整備を進めていきます。小規模多機能型居宅介護等については茨木在宅療養ガイドブックを活用した出前講座で紹介し、利用促進に努めています。

平成 30 年度（2018 年度）より実施している「認知症対応型共同生活介護事業所の家賃等助成事業」については、周知を進め利用者は増加していますが、介護離職の防止に結び付いているのか検証を進める必要があります。

また、介護相談員が介護保険施設等を訪問し、利用者やその家族の不満や不安の解消に取り組んでいますが、相談員の確保が課題となっています。

介護人材の確保については、介護人材の定着と質の向上に向けて研修の実施や家賃補助事業、ホームページでの介護職の紹介による介護業界のイメージアップに努めていますが、人材確保は喫緊の課題となっていることから、今後も担い手確保のための取組や新たな取組について検討していく必要があります。

高齢者と障害者が同一事業所でサービスを利用しやすくするための共生型サービスについては、職員の負担が大きく報酬が低いため、事業所の要望がないことや、65 歳になった障害サービス利用者がサービスの利用を継続できる例外的な取扱いが認められる場合があることなどから取組が進んでいない状況です。今後はサービス利用者のニーズ把握などを行い、進め方について検討していく必要があります。

本市に指定権限のある地域密着型サービス、居宅サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業については、サービス提供事業者に対して指導助言等を行い利用者に適切なサービスが提供されるよう取り組んでいます。

2 介護給付適正化事業の推進

要介護認定の適正化については、意見書を記載する主治医が申請者の状況把握をスムーズにできるよう、令和 2 年度（2020 年度）から大阪府・大阪府医師会が作成した「主治医意見書問診票」の使用を開始しました。今後は、活用の実態を把握し、効果の検証に努めていく必要があります。

ケアプランの点検については、個別面談を実施することで具体的にきめ細やかな指導ができるよう努めています。また、今後はサービス付き高齢者向け住宅等に焦点を当てたケアプラン点検を更に拡げていく必要があります。

項 目	実績値			目標値 令和２年度 (2020年度)
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	
要介護認定の適正化	10,302件	9,194件	10,667件	10,500件
ケアプランの点検	229件	218件	214件	250件
住宅改修の点検	30件	33件	13件	36件
福祉用具購入・貸与調査	12回	12回	12回	12回
縦覧点検	12回	12回	12回	12回
医療情報との突合	12回	12回	12回	12回
介護給付費通知	2回	2回	2回	2回
給付実績の活用	1回	1回	1回	1回

3 在宅療養の推進

地域の医療・介護の資源把握に向け、「いばらき ほっとナビ」を更新し市広報誌やチラシなどで周知に努めていますが、アクセス数が減少していることから、より利用しやすくするための改善方法等について検討する必要があります。「茨木市ケア倶楽部」については、未登録の事業者へ呼び掛けを行い登録率は増加していますが、引き続き未登録の事業所への働きかけに努めています。

在宅医療・介護連携推進連絡会については年２回開催し、認知症地域連携連絡協議会とも連携しながら在宅療養についての情報交換を行っています。

「はつらっパスポート～みんなで連携編～」については、茨木市内の介護支援専門員及び地域包括支援センター職員対象のアンケートの結果や家族介護の会の意見を参考にワーキング会議を実施の上、改訂を行いました。令和２年（2020年）４月より改訂版のパスポートを活用しています。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果を見ると、回答者の80.8%が「はつらっパスポート～みんなで連携編～」について知らないと回答していることから、認知度の向上も課題となっています。

在宅医療・介護連携に関する相談支援については、専用電話をそなえた相談窓口を設置し、医療機関との連携を図れるように努めています。

地域の医療・介護関係者の連携に向けては、多職種連携研修（５圏域にて実施）やケアマネジメント研修会、在宅医療に関する研修会、茨木地域看護ネットワーク倶楽部研修会などを開催しています。

介護保険事業者調査の結果を見ると、平成28年度（2016年度）と比較して医療ニーズの高い利用者の受入は4.7ポイント増加、看取りの体制の整備は12ポイント増加しており、目標値には達していないものの体制整備は進んでいる状況です。

地域住民への普及啓発については、在宅療養ガイドブック「いつまでも茨木に暮ら

せるように」を作成し、令和元年度（2019年度）から出前講座を開始しています。

介護予防・ニーズ調査の結果を見ると、人生の最終段階における医療・療養について考えたことがある人は55.1%、そのうち家族や友人、医療関係者と話し合ったことがある人は46.8%となっており、今後も引き続き出前講座を行い、普及啓発に努める必要があります。

在宅医療・介護連携に関する関係市町村との連携については、三島医療圏在宅医療検討会へ参加し、情報共有を行っています。

在宅医療・介護連携については、今後も地域の実情に応じて認知症等への対応や看取りに関する視点も踏まえながら、取組内容の充実を図る必要があります。

項 目	実績値			目標値
	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)
いばらき ほっとナビ アクセス件数（月平均）	7,779件	9,267件	7,241件	10,000件
ケア倶楽部登録率	82.1%	84.8%	88.5%(*1)	90.0%
はつらつパスポート活用度	アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	10.5%(*2)	50.0%
医療ニーズの高い利用者の受入状況	アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	44.5%(*3)	50.0%
看取りの体制の整備状況	アンケート の実施なし	アンケート の実施なし	46.1%(*4)	50.0%

*1 ケア倶楽部ID・パスワード発行数 391

*2 令和元年度（2019年度）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査より

*3 令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査より

*4 令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査（看取り加算の算定にかかわらず、終末期ケアに係ること）より

第2節 高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）

1 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の趣旨

「老人福祉法」に基づく高齢者福祉と「介護保険法」に基づく介護に係るサービスについて、本市では法改正や国・大阪府の動向に応じて、3年ごとに計画を策定してきました。

国では、これまで団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年に向けた取組を推進してきましたが、それに加えて、今後は団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040年に向けた検討が必要となることから、今回の介護保険制度改革の目指す方向を「地域共生社会の実現と2040年への備え」とし、「改革の3つの柱」を設定しています。

〈地域共生社会の実現と2040年への備え〉

- 一 介護予防・地域づくりの推進 ～健康寿命の延伸～
- 二 地域包括ケアシステムの推進 ～地域特性等に応じた介護基盤整備・質の高いケアマネジメント～
- 三 介護現場の革新 ～人材確保・生産性の向上～

大阪府では、府内市町村が連動性のある計画を策定できるよう、市町村高齢者計画策定指針が策定されています。指針では「計画の連動性確保のための基本的な方針」と国の基本指針の構成に従い、主な点を抜粋した「計画策定に当たっての留意事項」が示されています。

「計画の連動性確保のための基本的な方針」において、市町村高齢者計画の策定に当たっては、大阪府の特徴を踏まえるとともに、市町村における高齢化及び要介護高齢者、認知症高齢者の推移や介護・医療サービスの利用動向、地理的条件や地域づくりの方向性等を勘案し、達成しようとする目的や地域包括ケアシステムの特徴を明確にした市町村介護保険事業計画を策定することが重要であるとされています。

また、それらの考え方にに基づき、次の点に留意することと示されています。

- 一 人権の尊重
- 二 高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進
- 三 地域包括ケアシステムの理念

なお、高齢者保健福祉計画（第9次）・介護保険事業計画（第8期）策定に当たっては、老人福祉法及び介護保険法の理念を再確認し、これらの方向性を踏まえて計画を策定します。

（1）老人福祉法の理念

①老人福祉法の目的

老人福祉法は第1条において、「老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図る」といった目的が示されています。

②老人福祉法の基本的理念

同法の第2条において、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として、かつ、豊富な知識と経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全で安らかな生活を保障される」とし、同法の第3条において、「老人は、常に心身の健康を保持し、その知識と経験を活用して社会的活動に参加するように努める」とする、基本的理念が示されています。

（２）介護保険法の理念

①共同連帯の理念に基づく保険制度

介護保険法は第1条において、「介護等が必要な方の尊厳を保ち、有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるサービス給付を行う」といった目的が示されています。また、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図る保険制度として、国民の共同連帯の理念が示されています。

②国民の努力及び義務

同法の第4条において、「要介護状態となることを予防するために自ら健康の保持増進に努めるとともに、要介護状態になった場合においても、有する能力の維持向上に努める」としており、国民の努力及び義務が示されています。

③国及び地方公共団体の責務

同法の第5条において、国及び地方公共団体の責務が示されています。国は「保険事業運営が健全かつ円滑に行われるように、サービス提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない」としています。

また、国及び地方公共団体は、「被保険者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、サービス等に関する施策について包括的に推進するように努めなければならない」としています。

本市では、これまで、団塊の世代がすべて75歳以上になる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの強化に取り組んできました。

今期計画においては、国及び大阪府の動向、本市の高齢者等を取り巻く現状、前計画までの取組状況や課題等を踏まえ、更にはその先の2040年を見据えながら、本市における地域包括ケアシステムの深化に取り組めます。

主な施策としては、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターの再編及び機能強化、高齢者の介護予防・健康づくりや社会参加、地域での活躍などを支援・促進するための基盤となる身近な「居場所」の整備・拡充、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごすことができる社会、地域の実現を目指し、「共生」と「予防」を両輪とした認知症施策の推進、介護従事者の育成・定着に向けた支援による介護人材の確保、介護保険制度の適正・円滑な運営などがあります。

2 本市が目指す地域包括ケアシステムの確立に向けた高齢者施策

2040年への備え

現役世代が減少する一方で、介護サービス需要が更に増加・多様化することが想定される2040年に向けて、地域の高齢者介護を支えるサービス基盤の整備や人的基盤の確保に取り組みます。

地域共生社会の実現へ

対象者別
支援機関別 のサービス から



2025年に向けて

お互いに支え合い、助け合える地域社会を実現し、すべての高齢者が自らの能力を発揮しながら、生きがいのある生活を送っています。

基本目標1

- ・地域包括支援センターの再編(11→14か所)
- ・高齢者の生活支援体制整備の推進

基本目標6

- ・介護人材の確保など介護保険制度の円滑な運営
- ・在宅療養の推進

基本目標2

- ・介護予防・生活支援サービスの取組の推進
- ・住民主体の介護予防事業の推進
- ・要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

基本目標5

- ・災害時に求められる医療・介護サービスの継続
- ・安心して暮らせる環境の充実及びICTの活用促進

基本目標3

- ・地域活動・社会参加の促進
- ・身近な「居場所」の整備と持続可能な運営支援

基本目標4

- ・認知症の人や家族の視点を重視した認知症施策の推進
- ・地域や関係機関と連携した虐待防止対策の推進
- ・権利擁護の推進

第9次・第8期 令和3年度(2021年度)～令和5年度(2023年度)
地域包括ケアシステムの深化

基本目標1

- ・地域包括支援センターの再編(6→11か所)
- ・生活支援コーディネーターの活動を充実

基本目標6

- ・介護保険事業の適正化
- ・在宅療養支援体制の整備

基本目標2

- ・介護予防・生活支援サービスの多様化
- ・一般介護予防事業を地域全体で展開

基本目標5

- ・災害時における支援体制の強化
- ・居住安定に係る情報提供

基本目標3

- ・高齢者の社会参加の促進
- ・身近な「居場所」の整備・拡充

基本目標4

- ・認知症高齢者及び家族支援の充実
- ・虐待防止及び早期発見・対応の推進

第8次・第7期 平成30年度(2018年度)～令和2年度(2020年度)
地域包括ケアシステムの強化

3 主な取組

基本目標 1 お互いにつながり支え合える

施策（１）地域包括支援センターの再編

高齢化の進展等に伴う高齢者の複雑化・多様化した相談に対して、より身近な場所で、きめ細やかな対応ができるよう、地域包括支援センターの再編を進めます。

【主な取組】

①14エリアへの地域包括支援センターの設置・再編

令和５年度（2023年度）までに14エリアすべてにセンターを設置します。また、14か所のうち5か所は、圏域内情報等の取りまとめを行う圏域型地域包括支援センターとして、地区保健福祉センター内に設置します。

施策（２）地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターにおいて、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、第1号介護予防支援事業等に係る業務を行い、担当エリアの状況に応じた、住まい、医療、介護、予防、生活支援等のサービスが適切に提供される「地域包括ケアシステム」の基盤づくりを推進します。

【主な取組】

①地域包括支援センターの適切な運営及び評価

地域包括ケアシステムの基盤づくりを推進するとともに高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるための「高齢者の総合相談窓口」として、地域の特性や状況に応じた包括的・継続的な支援ができるように地域包括支援センターの資質向上に努めます。

地域包括支援センターの機能や体制を強化するため、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員以外の専門職として介護支援専門員を配置します。また、地域包括支援センターが総合相談支援業務や介護予防活動等に注力できるように予防ケアマネジメントの外部委託を進めます。

圏域型地域包括支援センターは、基本業務に加え、他機関と連携しながら圏域内のほかの地域包括支援センター間の総合調整のほか、圏域情報の共有や現状分析等を行います。

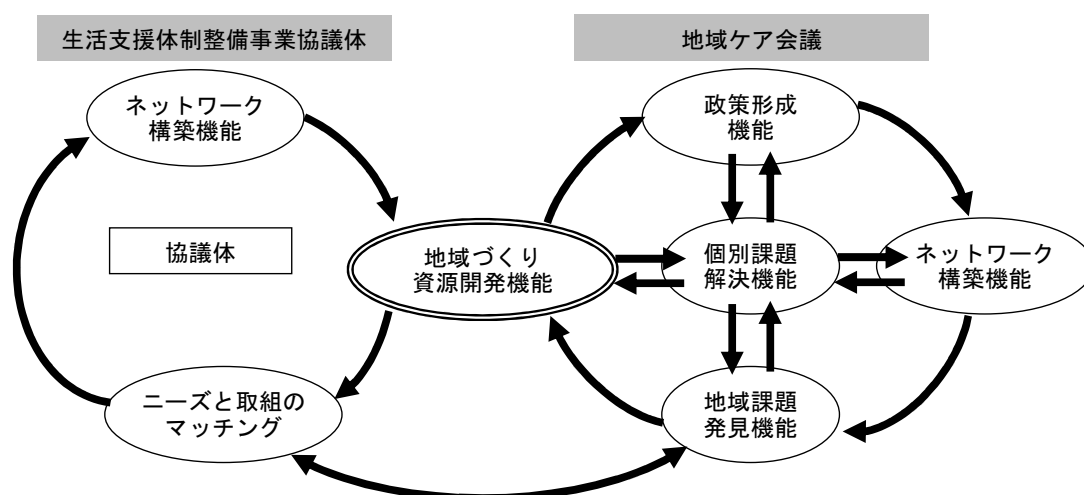
本市は、地域包括支援センターが高齢者の健康保持・生活の安定のために自立支援の視点を持った業務が行えるように後方支援に努め、業務実施状況の定期的な点検と評価を行い地域包括支援センターの適切な運営に努めます。

②地域ケア会議の推進

地域包括支援センターが中心となり、担当エリアの医療や介護、福祉等の関係者との多職種連携の場、又は、自立支援型ケアマネジメント強化の場となるよう会議を計画的に開催します。

地域づくり・資源開発機能を強化するため、地域ケア会議で把握された地域課題を地域住民が我が事としてとらえ住民自身が課題解決を目指し、地域づくり・資源開発に参加できるように、地域包括支援センターから生活支援コーディネーターに把握された地域課題をつなぎます。

また、地域ケア会議を重ね、複数の個別課題から、担当エリアの地域課題を明らかにし、これを解決するため、庁内の関係各課と連携を図ります。



施策（３）高齢者の生活支援体制整備の推進

高齢者が地域活動へ参加することや社会的役割を持つことは、高齢者自身の生きがいや介護予防につながります。高齢者の社会参加を促進し、地域社会の「支え手」として活躍できる体制を整備するとともに、営利・非営利を問わず、様々な分野の関係団体の参画を得ながら、高齢者を地域で支え合う地域づくりを推進します。

【主な取組】

①生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置

※「総合保健福祉計画」 ○ページ参照

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和５年度 (2023年度)
地域包括支援センター設置数	11か所	14か所
地域ケア会議実施回数	66回	70回

基本目標２ 健康にいきいきと自立した生活を送る

施策（１）介護予防・生活支援サービス事業の取組の推進

高齢者の社会参加を促し、一人ひとりが社会的役割を持つことで、地域社会の「新たな担い手による多様なサービス」を創出するとともに、介護予防活動につながる地域の体制整備を推進します。

【主な取組】

①訪問型サービスの展開

現在実施しているサービス以外にも、多様な担い手や住民主体による生活支援サービスを創出するなど、取組を推進します。

種別	訪問介護相当サービス	訪問型サービスＡ	訪問型サービスＢ
内容	訪問介護員によるサービス （身体介護・生活援助）	緩和した基準によるサービス （生活援助）	有償・無償のボランティア等により提供されるサービス

②通所型サービスの展開

コミュニティデイハウスは、地域の住民活動の状況やニーズに応じて整備し、概ねエリアに１～２か所の整備を目指します。通所型サービスＣについては、圏域に１か所整備します。

種別	通所介護相当サービス	通所型サービスＢ	通所型サービスＣ
内容	通所介護事業者の従事者によるサービス	有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による支援	保健・医療の専門職により提供される３～６か月間の短期間で行われるサービス

③介護予防ケアマネジメントの展開

高齢者の自立支援を目的として、心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、介護予防に向けたケアマネジメントを地域包括支援センター等において実施します。また、対象者自らの選択内容などに基づき、介護サービスだけではなくインフォーマルサービスの活用も進めます。

施策（２）一般介護予防事業の推進

一般介護予防事業は、高齢者が生きがいを持って活動的に暮らす「地域づくり」を意識して実施し、介護予防の取組を支援します。また、介護予防の効果を測定し、分析・評価を行います。

【主な取組】

①住民主体による介護予防活動の推進

自助・互助の理念に則り、住民が自ら介護予防を行う環境づくりや体制づくりを支援します。

②地域リハビリテーション活動支援事業の展開

リハビリテーション専門職等が、地域包括支援センターと連携しながら、地域ケア会議や、総合事業における住民主体によるサービスのほか、自立支援型ケアマネジメント等を通じて、地域における自立支援や重度化防止といった、介護予防の取組を総合的に支援します。

③介護予防教室の見直しと新たな展開

住民主体の活動を促進するとともに、更に効果的な介護予防施策の展開を図るため、本市で実施している介護予防教室は短期集中型の体操教室に移行し、設置数、実施内容の見直しを行います。

④地域での介護予防の取組の周知・啓発

地域で介護予防に取り組む住民の活動内容や場所を示す地図を掲載した冊子「（仮称）介護予防マップ」を作成し、地域の介護予防の場を見える化します。

⑤はつらつ出張講座による支援

地域で介護予防に取り組む住民やその団体に対し、効果的な活動ができるよう「はつらつ出張講座」による支援を行います。

⑥シニアいきいき活動ポイント事業の実施

シニアいきいき活動ポイント事業については、引き続き高齢者活動支援センター事業の一環として実施し、活動登録者数及びボランティア受入指定施設数の増加に取り組み、高齢者の社会参加を通じた介護予防を支援します。

施策（３）高齢者の保健事業と介護予防事業等との一体的な実施

高齢者の健康状況や生活機能の課題に一体的に対応するため、これまでそれぞれに実施していた、国民健康保険と後期高齢者医療広域連合の保健事業における医療データの分析を介護データを含めて市域、圏域ごとに医療専門職が分析し、健康課題を把握します。また、保健師等が健康課題を抱える高齢者や健康状態が不明な高齢者に対し、個別面談や家庭訪問などの支援を行うとともに、介護予防事業において保健事業で把握した地域ごとの高齢者の健康状態や生活機能の課題の傾向を分析して、地域での健康課題の改善に努めます。

【主な取組】

① 専門職による通いの場でのポピュレーションアプローチ

医療専門職が分析した医療・介護データから得られた健康課題を、地域の医療機関団体と共有し、連携を図りながら、保健師等が高齢者の通いの場等を活用して健康課題の解決に向けた支援を行います。

※ポピュレーションアプローチ

まだ生活習慣病やフレイルのリスクが高くない集団に対して、情報発信や健康教育などの働きかけを行い、集団全体のリスク上昇を予防すること。

施策（４）要介護高齢者等の自立・家族介護等への支援の推進

要介護高齢者等の在宅生活の継続、ＱＯＬの向上、家族介護者の負担の軽減を図るため、各種支援を行います。

【主な取組】

①高齢者福祉タクシー料金助成事業

要介護高齢者の閉じこもりを予防するため、タクシー利用券を交付し、高齢者の外出を促進します。

②高齢者紙おむつ等支給事業

在宅で紙おむつ等を使用している要介護高齢者に対し、紙おむつ等を支給し、介護及び健康に関する相談を行うことにより、家族の経済的・身体的・精神的な負担軽減を図ります。

③高齢者ごいっしょサービス事業

在宅で生活する認知症高齢者が外出する際の付き添いや医療機関の受診時の院内介助、家族が外出する際の見守り支援に取り組みます。

④ひとり暮らし高齢者等日常生活支援事業（ちょこっとサービス）

ごみ出し、庭の除草等の介護保険外の軽作業を行い、日常生活の支援に取り組みます。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
訪問型サービスA延べ利用者数	1,883件	2,800件
訪問型サービスB延べ利用者数	59件	100件
コミュニティデイハウス整備数	13か所	21か所
高齢者福祉タクシー料金助成事業実利用者数	1,847人	2,150人
介護予防マップ掲載か所数	—	150か所
通所型サービスC実利用者数	51人	180人
いきいき交流広場整備数	21か所	32か所

基本目標3 “憩える・活躍できる” 場をつくる

施策（１）地域活動・社会参加の促進

人口減少と少子高齢化が同時に進み、地域のつながりが希薄化する社会情勢であることから、介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援の体制整備を通じて、住民主体のサービスを充実させ、地域の支え合い機能を強化していくことが求められています。

また一方で、生涯現役社会の実現に向け、団塊の世代を中心として、高齢者がこれまで以上に、多様な価値観を有し、仕事や趣味のほか、地域活動にも意欲的な傾向にあり、健康寿命の延伸と介護予防の観点から、高齢者の地域活動や社会参加を促進していくことも求められています。

このため、今期計画の高齢者施策については、引き続き、高齢者の「居場所と出番」の創出・充実に取り組み、多様な活動に意欲的な高齢者の社会参加の促進、地域活動における担い手の発掘と養成に取り組みます。

【主な取組】

①高齢者活動支援センター各種事業の実施

・老人クラブ活動の支援

地域を拠点にした老人クラブの自主的な組織活動を育成するため、市老人クラブ連合会の日常的な活動場所を確保するほか、新規クラブの立ち上げやクラブ会員の加入促進、活動内容の豊富化など、引き続き老人クラブの地域活動支援に取り組みます。

・シニアマイスター登録派遣事業

高齢者の社会参加を促進するため、高齢者がこれまでの生活の中で培ってきた才能や特技を登録する「シニアマイスター登録派遣事業」を引き続き実施します。

これまでの取組により、多数の方に登録いただいていることから、今後は派遣先の開拓を積極的に行い、更なる「出番」の創出に取り組みます。

・高齢者いきがいワーカーズ支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業の推進や、高齢者の生活支援体制の整備のためには、住民主体の生活支援サービスの担い手が必要なことから、引き続き、高齢者活動支援センターにおいて、事業立ち上げ前から事業立ち上げ後までの実務支援に努めます。

今後は、「生活支援サービス」に関する支援のみならず、様々な地域活動を行う団体の立ち上げを支援し、結成された団体に、将来的に「生活支援サービス」の提供を担っていただけるよう働きかけを行うこととします。

・茨木シニアカレッジ「いこいこ未来塾」

地域活動に意欲のある高齢者や団塊世代の社会参加を支援するため、「いこいこ未来塾」を開講し、多様な生涯学習ニーズに応えるための基本コースや受講生ニーズに応えたオプション講座を企画するなど、高齢者の高い学習意欲に応えた取組を展開します。また、講座については、地域活動の担い手の養成という視点に立ち、企画運営することによって、受講者の学習成果を地域へ還元し、地域コミュニティの活性化を目

指します。

また、高齢者の高い学習意欲に応えるため、多世代交流センター等の市内公共施設の活用や定員枠の拡大等について検討いたします。

施策（２）身近な「居場所」の整備

元気高齢者の増大や市民活動の裾野が広がりつつある社会を考えると、新しい高齢者ニーズを踏まえた上で、多様な地域での活動と社会参加の機会が得られる高齢者の身近な「居場所」の整備が求められます。このため、老人クラブやNPO等に代表される自律的な市民活動団体等との連携強化に加えて、街かどデイハウスからコミュニティデイハウスへの移行、いきいき交流広場の整備に引き続き取り組みます。

【主な取組】

①街かどデイハウス事業とコミュニティデイハウス事業の実施

街かどデイハウス・コミュニティデイハウスでは、仲間づくりや健康保持など高齢者の地域における自立した生活を支えられるように、住民参画による居場所提供サービスを実施し、施設内外で運動器の機能向上・認知機能低下予防・口腔機能向上等の介護予防事業も実施しています。

令和５年度（2023年度）には、すべての街かどデイハウスは、要支援高齢者と元気高齢者が一緒に集えるコミュニティデイハウスへ移行することを目指します。

②いきいき交流広場の実施

いきいき交流広場は、自由、自発的な交流のための場所であり高齢者の閉じこもり対策や介護予防においても大きな役割を果たしています。今後、高齢化の進展を背景に、高齢者の居場所に対する需要は更に高まると予想されるため、引き続き新規広場の開設・運営の支援を進めます。

③住民主体の「身近な居場所」に対する持続可能な運営支援

地域住民が主体となって取り組んでいる介護予防活動について、専門職によるアドバイスや、はつらつ出張講座による運営支援を行います。

コミュニティデイハウスについては、事業の継続性が担保できるよう、後継者やスタッフの育成支援を行います。

施策（３）世代間交流の取組

高齢者と子どもとのふれあいの場を提供する多世代交流センター事業をはじめ、老人クラブほか各種団体が行うスポーツ・レクリエーション活動に対する支援等、世代間交流に取り組みます。

【主な取組】

①多世代交流センター事業の実施

多世代交流センターにおいて、施設利用の状況や利用者の意見等を踏まえて、世代間交流事業を実施します。

また、高齢者活動支援センターの「シニアマイスター登録派遣事業」と連携し、地域における高齢者と子どもの交流促進に努めます。

②スポーツ・レクリエーション活動を通じた交流の支援

子どもから高齢者まで、多様な世代が健康で豊かな人生を送れるように、引き続き、「スポーツ推進計画」に基づき、スポーツに関する施策を推進するとともに、特に高齢者については、気軽に行えるスポーツ・レクリエーション活動を通じて、健康寿命の延伸や介護予防につながる活動を支援します。

施策（４）高齢者の「働く場」の創造

人口減少と少子高齢化が同時に進行する社会情勢を背景として、「一億総活躍社会」の実現に向け、高齢者の「働く場」の創造が求められています。

高齢者の就労支援については、高齢者が長年培ってきた知識・経験・技能等をいかし、就業を通じて社会貢献できるように、引き続き、高齢者の就労機会の提供や生きがいに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの取組を支援するほか、高齢者の多様なニーズに応じた、新しい働き方を支援します。

【主な取組】

①シルバー人材センターの取組

高齢者の就労機会の提供や生きがいに重要な役割を果たしているシルバー人材センターの円滑な運営を支援し、指導援助に努めます。

また、シルバー人材センターは、介護予防・日常生活支援総合事業における訪問型サービスAを実施するなど、新たな高齢者の就労機会の提供や生きがいに積極的に取り組んでいるため、引き続き、生活支援サービスの担い手確保に向けて、シルバー人材センターの取組を支援します。

②高齢者の多様な働き方の創造

生涯現役社会の実現に向けた環境整備については、高齢者の高い就業意欲を背景に、働く意欲のある高齢者が培った能力や経験をいかし、生涯現役で活躍しつづけられる地域づくりが求められています。その一方で、地域における高齢者の就労による社会参加・活躍の場は依然として不足しており、高齢者と地域社会のニーズを的確に把握し、

マッチングさせる取組も求められています。

そのため、引き続き高齢者活動支援センターを中心にしながら、高齢者の就労支援を図りつつ、さらに、高齢者の生活支援体制整備に関する第1層協議体のネットワークも活用して、協議体参画団体や、本市と地域活性化包括連携協定を締結している企業等とも連携を図りながら、高齢者の就労を通じた、社会参加・活躍の場を創造し、多様な働き方を支援します。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
コミュニティデイハウス整備数【再掲】 (エリアに1～2か所)	13か所	21か所
高齢者いきがいワーカーズ支援事業 (事業立ち上げ件数)	累計6件	累計14件
いきいき交流広場整備数【再掲】 (小学校区に1か所)	21か所	32か所
多世代交流センター利用者数	138,854人	145,000人
シルバー人材センター登録会員数	1,591人	1,788人

基本目標 4 一人ひとりの権利が尊重される

施策（１）認知症施策の推進（認知症施策推進大綱の推進）

国では、平成27年（2015年）に「認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）」が策定され、様々な取組が進んでいます。令和元年（2019年）6月には、「認知症施策推進大綱」（以下、「大綱」という。）が取りまとめられました。

大綱には、認知症の人やその家族の視点を重視しながら、行政が「共生」と「予防」を両輪に施策を推進することが示されています。本市においても、大綱の主旨を踏まえ、認知症の人やその家族が安心して暮らせる「みんながやさしい街いばらき」を目指します。

※大綱における具体的な施策の5つの柱

- ①普及啓発・本人発信支援
- ②予防
- ③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
- ④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援
- ⑤研究開発・産業促進・国際展開

【主な取組】

①普及啓発・本人発信支援

認知症サポーター養成講座を引き続き開催し、既受講者の復習や認知症サポーターとしての取組を共有できる機会として、認知症サポーターステップアップ講座を開催します。

また、認知症の人と関わる機会が多いと想定される小売業・金融機関・公共交通機関等の職員や人格形成の重要な時期である子ども世代へも認知症の理解を促すため、認知症サポーター養成講座等開催への働きかけを行います。

認知症の人本人等の想いを掲載した「(冊子) みんながやさしい街いばらき～もの忘れが気になったら～」を、認知症への不安の軽減や認知症の人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、市民への周知・啓発に活用します。また、関係機関と協力し、当事者の声を聞く機会を設け、地域住民等に本人の想いを発信する支援に取り組むとともに、認知症施策の企画・立案や評価への認知症の人やその家族の参画を推進します。

②予防

「予防」とは、「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症の進行を緩やかにする」という意味です。

認知症予防のために、生活習慣病予防や地域活動への参加による孤立の解消、といった社会的役割を持つことが認知症の発症を遅らせる可能性があるという示唆されています。また、地域活動への参加等は、認知症の進行を緩やかにする可能性が期待されています。

そのため、認知症の人のみならず、本市で暮らすすべての人々を対象に認知症予防

に関する取組の強化として、これまで実施してきた認知症の早期発見・早期対応に加え、生活習慣病予防等の保健事業や介護予防教室等の利用勧奨に努める等、関係部局並びに関係機関との連携に努めます。

③医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

認知機能の低下がある人や認知症の人の早期発見・早期対応が行えるよう、かかりつけ医・地域包括支援センター・認知症地域支援推進員・認知症初期集中支援チーム等、特に認知症の初期段階の相談対応を行う可能性の高い関係者間の連携強化に努めます。

また、医療・介護従事者等が認知症の特性を理解し、認知症の人の意思を尊重しながら関わることができるよう研修の機会を設けるなど、専門職の認知症対応力向上に向けた取組を推進します。

介護者への支援としては、地域の誰もが集う「認知症カフェ（以下、「いばらきオレンジかふえ」という。）」や介護者同士の交流の場である「家族教室」の周知と利用勧奨に努め、介護者自身が他者との交流や制度の利用により負担感をひとりで抱え込むことがないように支援するとともに、いばらきオレンジかふえを始めとする認知症の人の「居場所づくり」の促進に努めます。

④認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

行方不明となった際の早期発見や事故の防止を図る「茨木市認知症高齢者見守り事業」や早期発見や保護を目的とした「いばらき版みんなでさがそうＳＯＳ事業」の普及と利用促進を行い、認知症の人が安全に外出できる地域の見守り体制づくりを進めます。

また、認知症の状態に応じて、市医師会が中心となり構築された医療機関や介護サービス事業者、行政が協働し支援するシステム（茨木市モデル）を基盤に、引き続き、認知症高齢者や家族等への支援に取り組むほか、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、地域で活動する人材の育成に努めます。

⑤研究開発・産業促進・国際展開

認知症の予防法やリハビリテーションモデル、国による研究開発やロボット技術やＩＣＴ技術の活用法など、認知症の人の自立支援への活用や介護者の負担軽減が期待される情報収集に努め、関係機関と情報共有します。

認知症高齢者等を支える地域連携イメージ図（当日資料）

施策（２）虐待防止対策の推進

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」の趣旨を踏まえ、地域包括支援センターや地域の様々な関係機関と連携し、高齢者虐待防止の取組を推進します。

また、介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者に接する介護施設従事者等の意識改革や資質の向上を図るとともに、介護施設における高齢者虐待防止の体制の整備・強化に向けて取り組むなど、関係部局と連携し、虐待防止に努めます。

【主な取組】

①高齢者虐待防止及び啓発への取組

身体的、心理的、経済的など様々な虐待により高齢者の権利が侵害されることのないように市民への啓発活動や、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、その他関係機関に対する研修会を実施し、高齢者への虐待防止に対する意識の向上を図るとともに、虐待の早期発見と、見守り体制の充実に向けた取組を推進します。

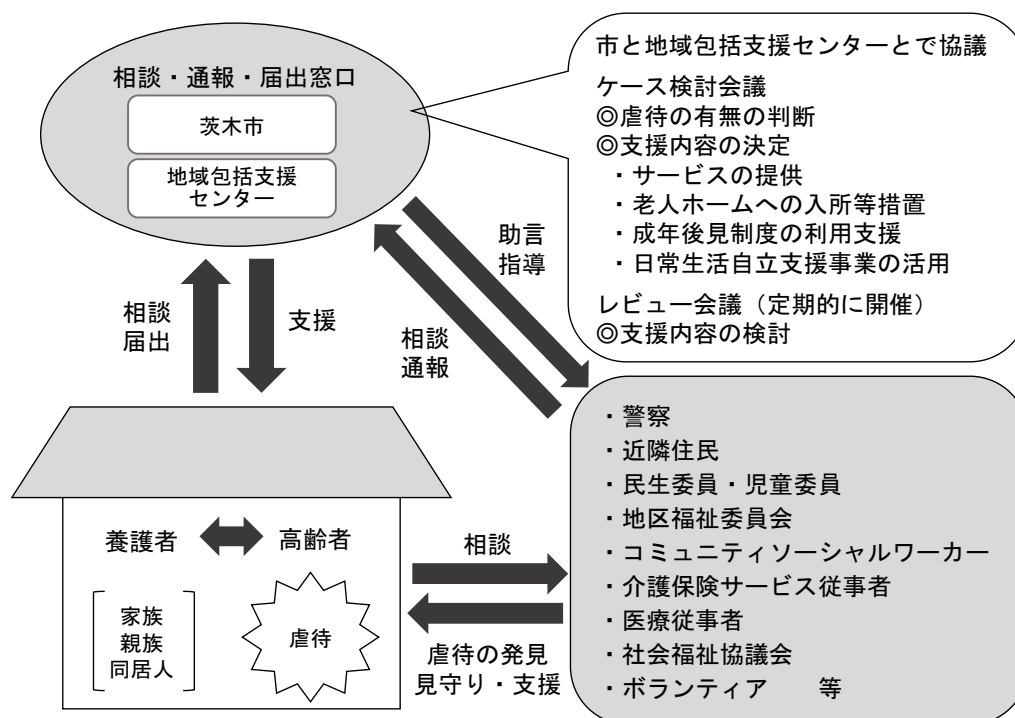
②虐待への対応

養護者による高齢者虐待については、地域住民や関係機関からの通報に対し、地域包括支援センター、警察、保健所、病院、民生委員等の関係機関と連携し、虐待の解消及び深刻化を防止するため、養護者支援を含め適切な対応に努めるほか、必要に応じて高齢者の一時保護、施設への入所措置を行います。また、これら関係機関との連

携強化協力体制を整備するため、引き続き障害者・高齢者虐待防止ネットワーク連絡会を開催します。

介護施設従事者等による高齢者虐待については、虐待の発見者からの通報に対し、早急に事実確認のための協議や訪問調査を実施し、虐待や身体拘束の防止、虐待を受けた高齢者の迅速な保護を行うとともに、大阪府担当部署と庁内関係各課が連携しながら介護施設等の運営適正化のための助言及び指導を行う等、再発防止に取り組みます。

【高齢者の虐待発見・支援等の流れ】



施策（３）権利擁護の推進

認知症や知的障害・精神障害などの理由で、判断能力が低下した高齢者の虐待や消費者被害等の権利侵害を防止し、必要な介護保険サービスや福祉サービスを利用してその人らしい生活を送ることができるように権利擁護の推進に取り組みます。

【主な取組】

①高齢者権利擁護事業の推進

自己の判断だけでは意思決定に支障のある高齢者の権利が守られ、地域での生活を円滑に安心して送れるように、「身上監護」「財産管理」を支援する成年後見制度利用支援事業等の周知とともに、成年後見制度そのものの必要性等を啓発し、高齢者の自己決定の尊重と高齢者の権利擁護の推進に取り組みます。

○成年後見制度利用支援の推進（利用支援事業・報酬助成事業）

判断能力が低下した高齢者本人や本人の家族等が後見等開始の審判（法定後見）の申立てを行う場合、申立てに要する費用を助成します。また、成年後見人等に対する報酬の支払いが困難な高齢者に、報酬を助成します。

○日常生活自立支援事業の活用

判断能力の低下が見られる一方で契約内容は判断できる高齢者を対象とする、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業について支援を行うとともに、さらなる制度の周知を図ります。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
認知症サポーター養成講座受講者数 (平成20年度(2008年度)からの累計)	21,844人	27,000人
認知症カフェ登録数	21か所	30か所
認知症対応力向上研修実施回数	4回	5回
認知症の人の家族向け介護教室実施回数	7回	11回

基本目標５ 安全・安心で必要な情報が活かされる

施策（１）災害時に求められる医療・介護サービスの継続

災害時に、高齢者等がそれまで過ごしていた場所で医療・介護サービスが継続して提供できるように、日頃から介護事業所等と連携し、それぞれの立場で災害への必要な体制の整備に努めます。

【主な取組】

①災害時における支援体制の強化

平常時においては、避難訓練の実施や防災啓発活動、介護事業所等におけるリスクや物資の備蓄・調達状況についての確認を行い、災害に対する備えに努めます。

災害時には、介護保険施設等と締結している「大規模災害に伴う避難施設の設置運営に関する協定」に基づき、要配慮者避難施設の設置運営等ができるよう、迅速に要配慮者の安全・安心を確保する取組を進めます。

施策（２）情報公表制度の推進

市内にある介護サービス事業所の必要な情報をホームページを通じて収集できるように情報提供の仕組みを整備し、利用したいサービスや事業者の選択がより適切にできるように取り組みます。

【主な取組】

①事業者情報の公表

医療機関・介護・障害福祉事業者検索ホームページ「いばらき ほっとナビ」の充実を図り、積極的な事業者情報の提供を行います。

施策（３）安心して暮らせる環境の充実

支援が必要な高齢者やその家族が住み慣れた地域で、その人らしい生活を安心して送ることができるように、見守り支援等を兼ねた生活支援の充実に努めます。

【主な取組】

①緊急通報装置設置事業

緊急事態のときに電話での連絡が困難と認められるひとり暮らし高齢者等が安心して暮らせるよう、住居に緊急通報装置を設置します。

②ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯の見守り体制の推進

ひとり暮らし高齢者等が不測の事態に陥った場合、親族等への連絡が速やかに行えるように、緊急連絡先及び居住実態等の把握に引き続き取り組みます。また、関係機関と情報を共有し、ひとり暮らし高齢者等が地域で安心して暮らせるよう見守り体制を構築

していきます。

③高齢者食の自立支援サービス事業

低栄養の高齢者を対象に、配食を活用した食事の改善指導等を行い、自立した生活に必要な食の支援を行います。

施策（４）高齢者の居住の安定に係る施策

高齢者が安全で安心な生活を送るための住まいの確保については、大阪府との連携を図りながら、安全・安心な住環境に恵まれた住まいの情報提供に努めるとともに、高齢者がいつまでも生きがいのある生活を送るために、趣味活動やボランティアを含む地域活動などに積極的に参加し、買い物などの日常的な外出も円滑にできるように、高齢者等に配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」との連携を図り、Osakaあんしん住まい推進協議会（居住支援協議会）に参画し、高齢者に低家賃の住宅情報を提供するとともに、「空家等対策計画」に基づき、空家の活用に努める等、低所得高齢者の居住の安全確保を図ります。

【主な取組】

①高齢者世帯家賃助成事業

市営・府営住宅以外の賃貸住宅に居住し、収入や家賃等の一定の条件を満たす高齢者世帯に、家賃月額額の3分の1（上限5千円）を助成し、高齢者の居住の安定を図ります。

②シルバーハウジング生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者が安心した生活を送ることができるように、生活援助員を配置しています。一方、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅数も増加傾向にあることから、高齢者の住環境の変化に注意し、高齢者の居住安定に努めます。

③高齢者の居住に関する情報提供

本市に所在する有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅等、高齢者が安心して暮らせる住まいに関する情報を提供します。

また、利用者が安全・安心な住環境で暮らせるように、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に対する指導及び助言等を行います。

④福祉のまちづくりの推進

高齢者に配慮したまちづくりを推進するため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「大阪府福祉のまちづくり条例」、「バリアフリー基本構想」及び「茨木市居住マスタープラン」に基づき整備された、建築物や施設、歩道等のバリアフリーに関する情報の発信に努めます。

施策（５）高齢者が安心して暮らせるためのＩＣＴの活用推進

コロナ禍において、外出自粛等から、高齢者の閉じこもりによる生活不活発や身体機能、認知機能の低下が懸念されています。このような状況の中で、高齢者のＩＣＴ機器の活用推進に取り組み、身体機能・認知機能の低下防止、コミュニケーションツールを使用した見守り、情報格差の解消等を図ります。

【主な取組】

①高齢者のＩＣＴ活用の推進

ＩＣＴ活用により、コミュニティデイハウスにおける利用者の見守りや、利用者との相互コミュニケーションの活発化等を図るとともに、コミュニティデイハウスを通じて介護予防に関する情報の配信に取り組みます。また、高齢者がインターネット等に慣れ親しみ使用していく機運を醸成します。

施策（６）感染症対策に係る体制整備

感染症発生時に備え、日頃から介護事業所や関係部局等と連携を図り、研修等での情報共有・資材の確保・体制の整備に努める必要があります。また、感染症対策の基礎知識がない関係者を中心に、研修等による知識の向上を目指します。

【主な取組】

①感染症対策の介護事業所等との連携・周知啓発・研修・訓練の実施

平時からの事前準備として、介護事業所等と連携し、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発を行います。また、介護事業所等が感染症発生時においてもサービスを継続するため、必要な物資の備蓄等の確認や感染症に対する研修の充実、発生時に備えた人材確保策を講じていきます。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和５年度 (2023年度)
要配慮者避難施設数	62か所	65か所
いばらき ほっとナビ アクセス件数（月平均）	7,241件	10,000件
ＩＣＴ活用を進めているコミュニティデイハウス数	—	15か所

基本目標 6 社会保障制度の推進に努める

施策（１）介護保険制度の適正・円滑な運営

高齢者が介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で継続して生活ができるように、ニーズを適切に把握しながら、介護保険サービスの基盤整備に努めます。また、利用者が必要なサービスを選択できるように、情報提供や相談支援の充実に努めます。

さらに、介護従事者の育成・定着に向けた支援に努め、安心して質の高いサービスを提供します。

【主な取組】

①充実したサービス提供のための施設整備

高齢者が、介護度が重くなっても、できる限り住み慣れた地域で生活できるように、地域密着型施設の整備を進めます。とりわけ、在宅での療養生活を支援するため、小規模多機能型居宅介護（看護を含む）の利用促進に向けた取組を進めます。

②介護保険サービスに対する相談体制の充実

介護サービス相談員が市内の介護保険施設等を訪問し、利用者やその家族の相談に応じて疑問や不満、不安の解消を図るとともに、利用者と事業者との橋渡しをすることで介護サービスの質の向上や自立した日常生活の実現を図ります。

③共生型サービスの取組

高齢者と障害者が同一事業所でサービスを利用しやすくするための共生型サービスの参入に向けた取組を検討します。

④介護保険サービス提供事業者等への指導・助言等

本市に指定・指導権限のある地域密着型サービス及び居宅サービスについては、サービス提供事業者に対する実地指導等を実施し、利用者に適正なサービスが提供されるように指導、助言等を行います。

また、適切なケアマネジメントに基づき、質の高いサービスが提供できるように地域包括支援センターとともに介護支援専門員の活動を支援します。茨木市高齢者サービス事業所連絡会に対し、制度改正等の情報提供や意見交換を行うなど、活動が円滑に行えるように支援します。

⑤地域包括ケアシステムを支える人材の確保

茨木市高齢者サービス事業所連絡会などの関係機関との連携により、介護職のイメージアップ及び介護従事者の育成・定着に向けた支援に努めます。また、専門職以外の人材参入により、介護現場の負担軽減を図る取組を実施します。さらに、ボランティアポイント制度（シニアいきいき活動ポイント事業）を引き続き実施し、高齢者が介護事業所等でボランティア活動を行うことを支援します。

施策（２）介護給付適正化事業の推進（介護給付適正化計画）

国の指針及び大阪府の介護給付適正化計画を踏まえ、主要５事業を引き続き実施し、利用者に対する適切な介護保険サービスの確保と費用の効率化を通じて、介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度を構築します。

【主な取組】

①要介護認定の適正化

認定調査については、公平公正で客観的かつ正確に行い、介護の手間を適正に評価する上で必要な情報を特記事項に分かりやすく記載が行えているか点検を行い、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

②ケアプランの点検

ケアプランの内容確認、自己点検シートを使った介護支援専門員による自主点検及び保険者評価、介護支援専門員への講習会の開催等を一体的に実施し、過不足のない適切な介護サービスの提供を推進します。また、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホーム等の高齢者向け住まいの入居者に焦点を当てたケアプラン点検も実施します。

③住宅改修・福祉用具貸与等の点検

住宅改修を必要とする利用者宅の実態把握や工事見積書の点検を行い、必要に応じて理学療法士等の専門職による協力を得て、現地調査を行うなど適正な改修の支援に努めます。また、福祉用具貸与等についても、妥当性や利用者の身体状況に即したものであるかを確認していくことでサービスの適正化に努めます。

④医療情報との突合・縦覧点検

医療情報との点検は、国民健康保険団体連合会から提供される利用者の医療情報と介護保険の給付情報を突合し、重複請求が行われないよう確認します。縦覧点検については、利用者ごとに、複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見することで、過誤処理等の適切な対応を行います。

⑤介護給付費通知

介護保険サービスの利用状況を利用者に通知し、サービス内容や回数について利用者自らが確認できる機会を提供できるように努めます。また、サービス利用状況に誤りがないかを確認してもらうことにより、適切な介護給付に繋がっていきます。

施策の指標	目標値			目標とする 数値の根拠
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	
要介護認定の適正化	10,400件 (100%)	10,700件 (100%)	11,000件 (100%)	介護認定審査会対象全件
ケアプランの点検	26事業所 (200件)	26事業所 (200件)	26事業所 (200件)	市内居宅介護支援事業所 数・介護支援専門員数を考慮
住宅改修の点検	36件	36件	36件	月3件×12月
福祉用具貸与等の点検	1回	1回	1回	年1回
医療情報との突合	12回	12回	12回	月1回×12月
縦覧点検	12回	12回	12回	月1回×12月
介護給付費通知	2回	2回	2回	年2回
給付実績の活用	1回	1回	1回	年1回

施策（３）在宅療養の推進

高齢化が進む中で、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、在宅医療を担う診療所、病院、薬局、訪問看護事業所、介護関係者などが、それぞれの役割や機能を分担し、相互に連携することが重要となります。

変化する現状の課題を整理しつつ、在宅療養の推進に取り組みます。

【主な取組】

①地域の医療・介護資源の把握

引き続き、地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集し、「いばらき ほっとナビ」に掲載し、情報の共有・活用を図ります。

②在宅医療・介護連携の課題の抽出

在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出、将来人口動態や地域特性に応じたニーズなどを分析し、在宅医療・介護連携推進連絡会において、対応策の検討を行います。

③切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進

医療と介護の連携した対応が求められる在宅療養生活の４つの場面（日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取り）において、切れ目のない医療・介護連携の体制を整備します。

在宅医療と介護連携イメージ（在宅医療の4場面別にみた連携の推進）



資料：厚生労働省老健局老人保健課「在宅医療・介護連携推進事業の手引きVer.3」（令和2年9月）

④在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の医療・介護関係者に対する在宅医療・介護連携に関する相談、連携調整、情報提供等の支援を行います。

⑤地域住民への普及啓発

住み慣れた地域で療養生活が送れるよう、在宅医療・在宅ケア等についての専門職の説明や自分らしい暮らしを続けるための「人生設計」をキーワードとした啓発を実施します。

⑥医療・介護関係者の情報共有の支援

各医療機関が入退院時に使用している既存の情報共有ツールについて、その活用状況を把握し、どの専門職でも理解しやすいツールへの変更や在宅での看取りに活用できるツールの作成を支援します。

⑦医療・介護関係者の研修

地域ケア会議を含むあらゆる機会を活用し、多職種の相互理解や連携、スキルアップに関する研修への支援を実施します。

施策の指標	現状値 令和元年度 (2019年度)	目標値 令和5年度 (2023年度)
医療ニーズの高い利用者の受入態勢	44.5%(*1)	50.0%
看取りの体制の整備状況	46.1%(*2)	50.0%

* 1 市内で介護保険サービスを提供している172事業者（有効回答128事業者）を対象に行った
「令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査」より

* 2 市内で介護保険サービスを提供している172事業者（有効回答128事業者）を対象に行った
「令和元年度（2019年度）介護保険事業者調査」より
(看取り加算の算定にかかわらず、終末期ケアに係ること)

第3節 介護給付サービス等の見込み量

1 各年度の介護給付サービス量の見込み

(1) 介護給付サービス量算出手順の概要

介護保険サービスの見込量は、平成30年度（2018年度）以降の介護保険サービスの利用実績をもとに高齢者人口の増加や今後のサービス利用意向等を考慮し、国の示す手順に沿って、算出しています。

また、大阪府医療計画との整合性による介護施設・在宅サービスの増大や、介護離職者をなくすための介護サービス量の確保も考慮し、推計を行いました。

(2) 介護給付サービス量の見込み

①高齢者人口の推計

今後の総人口及び高齢者人口を推計すると、第8期計画期間最終年度の令和5年度（2023年度）には、総人口283,973人、高齢者人口69,868人（高齢化率24.6%）、後期高齢者人口40,178人（後期高齢化率14.1%）になると見込まれます。

なお、参考値として令和7年度（2025年度）と令和22年度（2040年度）についても推計しています。

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総人口	283,805人	283,861人	283,917人	283,973人	284,085人	271,829人
40～64歳	95,445人	95,722人	95,999人	96,276人	96,832人	80,205人
65～69歳	16,208人	15,706人	15,205人	14,704人	13,699人	22,497人
70～74歳	17,488人	16,654人	15,821人	14,986人	13,317人	16,225人
75～79歳	15,546人	16,037人	16,529人	17,019人	18,003人	13,684人
80～84歳	10,175人	10,704人	11,233人	11,764人	12,824人	9,938人
85～89歳	6,086人	6,437人	6,787人	7,138人	7,840人	9,268人
90歳以上	3,443人	3,715人	3,985人	4,257人	4,800人	10,636人
40歳以上	164,391人 57.9%	164,975人 58.1%	165,559人 58.3%	166,144人 58.5%	167,315人 58.9%	162,453人 59.8%
65歳以上	68,946人 24.3%	69,253人 24.4%	69,560人 24.5%	69,868人 24.6%	70,483人 24.8%	82,248人 30.3%
75歳以上	35,250人 12.4%	36,893人 13.0%	38,534人 13.6%	40,178人 14.1%	43,467人 15.3%	43,526人 16.0%

*各年度9月30日時点

②要支援・要介護認定者の推計

今後の要支援・要介護認定者数を推計すると、高齢者人口の増加に伴い、認定者数も増加し、令和5年度（2023年度）には、13,595人になると見込まれます。

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	1,673人	1,738人	1,801人	1,928人	2,125人
要支援2	1,594人	1,657人	1,718人	1,841人	2,200人
要介護1	2,843人	2,967人	3,087人	3,337人	4,248人
要介護2	2,191人	2,286人	2,377人	2,563人	3,339人
要介護3	1,715人	1,790人	1,866人	2,021人	2,762人
要介護4	1,434人	1,499人	1,562人	1,689人	2,425人
要介護5	1,092人	1,139人	1,184人	1,277人	1,782人
合 計	12,542人	13,076人	13,595人	14,656人	18,881人
うち1号被保険者 (対65歳以上人口比)	12,315人 17.9%	12,849人 18.5%	13,368人 19.1%	14,428人 20.5%	18,691人 22.7%
うち2号被保険者	227人	227人	227人	228人	190人

*各年度9月30日時点

③認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者の推計

要支援・要介護認定者数の推計に応じて、今後の認知症日常生活自立度Ⅱ以上の要支援・要介護認定者数も増加すると見込まれます。

	令和3年度 (2022年度)	令和4年度 (2023年度)	令和5年度 (2025年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要支援1	267人	278人	288人	308人	339人
(認定者数に占める割合)	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%	16.0%
要支援2	240人	250人	259人	277人	332人
(認定者数に占める割合)	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%	15.1%
要介護1・2	2,925人	3,054人	3,177人	3,429人	4,408人
(認定者数に占める割合)	58.1%	58.1%	58.1%	58.1%	58.1%
要介護3～5	3,455人	3,612人	3,756人	4,063人	5,681人
(認定者数に占める割合)	81.5%	81.6%	81.4%	81.5%	81.5%

*各年度9月30日時点

④介護職員数の需要推計

今後、要支援・要介護認定者数が増加することにより、介護事業に従事する職員の需要数も増加することが見込まれます。

		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
要介護認定者数						
介護事業 に従事す る職員数	介護職員数					
	看護職員数					
	その他の職員数					
	合計					

⑤施設・居住系サービス利用者の見込み

施設・居住系サービス利用者数の実績等に、令和22年度（2040年度）までの施設整備計画を踏まえて、令和5年度（2023年度）まで及び令和7年度（2025年度）、令和22年度（2040年度）の施設・居住系サービスの見込量を推計すると、次のようになっています。

■施設利用者数等の将来推計

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
施設利用者	1,476人	1,476人	1,476人	1,768人	2,376人
施設利用者のうち 要介護4・5の人数	882人	882人	882人	1,055人	1,444人
施設利用者のうち 要介護4・5の割合	59.8%	59.8%	59.8%	59.7%	60.8%
居住系サービス利用者	711人	751人	791人	837人	1,054人
施設・居住系サービス 利用者	2,187人	2,227人	2,267人	2,605人	3,430人
要介護2～5の要介護者	6,432人	6,714人	6,989人	7,550人	10,308人
要介護2～5に対する 施設・介護専用居住系 サービスの利用者の割合	34.0%	33.2%	32.4%	34.5%	33.3%

■施設・居住系サービス利用者将来推計

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護老人福祉施設	700人	700人	700人	852人	1,180人
介護老人保健施設	606人	606人	606人	745人	1,021人
介護療養型医療施設からの転換分	0人	0人	0人	0人	0人
介護医療院	3人	3人	3人	8人	12人
介護療養型医療施設	4人	4人	4人	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	163人	163人	163人	163人	163人
認知症対応型共同生活介護	179人	196人	214人	214人	235人
特定施設入居者生活介護	460人	481人	500人	540人	725人
介護予防認知症対応型共同生活介護	1人	1人	1人	1人	1人
介護予防特定施設入居者生活介護	71人	73人	76人	82人	93人
合 計	2,187人	2,227人	2,267人	2,605人	3,430人

■住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
住宅型有料老人ホーム	1,109人	1,241人	1,373人	1,637人	3,617人
サービス付き高齢者向け住宅	889人	986人	1,083人	1,180人	2,732人

住宅型有料老人ホームは、介護が必要となった場合に、地域の訪問介護などの介護サービスを利用しながら有料老人ホームの居室での生活が継続できます。

サービス付き高齢者向け住宅は、一般的な賃貸住宅に近い自立的な生活を送ることができる住宅です。安否確認や生活相談により、いざというときには、適切な対応・サービスが受けられます。

○居宅サービス等の必要量の見込み

第7期計画期間における実績等をもとに介護予防給付及び介護給付サービス等の必要量を試算すると、次のとおりです。サービス等の必要量の見込みに当たっては、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームの設置状況等を踏まえて算出しています。

■介護予防給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人	0回 0人
介護予防訪問看護	27,799回 3,120人	29,386回 3,264人	30,377回 3,384人	32,534回 3,624人	37,858回 4,212人
介護予防訪問 リハビリテーション	2,929回 240人	2,719回 228人	2,992回 252人	3,137回 264人	3,718回 312人
介護予防居宅療養管理指導	1,920人	1,992人	2,064人	2,220人	2,532人
介護予防通所 リハビリテーション	1,380人	1,476人	1,536人	1,632人	1,884人
介護予防短期入所生 活介護	418日 96人	418日 96人	418日 96人	528日 120人	528日 120人
介護予防短期入所 療養介護	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人	0日 0人
介護予防福祉用具貸与	13,668人	14,436人	15,216人	16,296人	18,876人
特定介護予防福祉用具販売	180人	180人	192人	192人	216人
介護予防住宅改修	324人	336人	360人	384人	432人
介護予防特定施設入居者 生活介護	852人	876人	912人	984人	1,116人
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通 所介護	313回 36人	313回 36人	313回 36人	418回 48人	418回 48人
介護予防小規模多機能型 居宅介護	384人	420人	432人	468人	540人
介護予防認知症対応型共 同生活介護	12人	12人	12人	12人	12人
介護予防支援	16,152人	17,076人	17,964人	19,248人	22,248人

■介護給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス					
訪問介護	1,213,273回 31,116人	1,306,040回 32,172人	1,383,740回 33,420人	1,442,270回 35,316人	2,016,190回 47,772人
訪問入浴介護	4,152回 720人	4,417回 768人	4,628回 804人	4,789回 840人	6,792回 1,188人
訪問看護	212,534回 20,436人	232,927回 22,020人	247,699回 23,256人	261,552回 24,612人	355,278回 33,252人
訪問リハビリテーション	21,180回 1,812人	22,231回 1,896人	23,946回 2,040人	25,387回 2,160人	34,301回 2,928人
居宅療養管理指導	28,032人	30,504人	32,340人	34,020人	46,548人
通所介護	273,679回 27,972人	293,137回 29,832人	311,699回 31,692人	331,157回 33,732人	443,447回 44,940人
通所リハビリテーション	48,797回 6,444人	51,001回 6,840人	52,849回 7,212人	56,520回 7,716人	74,502回 10,152人
短期入所生活介護	51,544日 4,992人	53,173日 5,196人	55,810日 5,424人	58,372日 5,700人	80,902日 7,812人
短期入所療養介護	5,257日 720人	5,638日 780人	5,759日 804人	6,052日 852人	8,434日 1,164人
福祉用具貸与	50,304人	54,048人	57,372人	60,708人	81,924人
特定福祉用具販売	1,140人	1,200人	1,236人	1,320人	1,752人
住宅改修	588人	600人	648人	684人	888人
特定施設入居者生活介護	5,520人	5,772人	6,000人	6,480人	8,700人
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	864人	900人	948人	996人	1,404人
夜間対応型訪問介護	48人	48人	48人	48人	72人
地域密着型通所介護	99,168回 11,700人	107,568回 12,624人	113,137回 13,320人	120,701回 14,232人	158,902回 18,684人
認知症対応型通所介護	24,782回 2,328人	25,699回 2,472人	26,851回 2,604人	28,378回 2,760人	38,683回 3,720人
小規模多機能型居宅介護	1,872人	1,980人	2,100人	2,208人	3,012人
認知症対応型共同生活介護	2,136人	2,352人	2,568人	2,568人	2,820人
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設	1,956人	1,956人	1,956人	1,956人	1,956人
看護小規模多機能型居宅介護	252人	276人	288人	300人	420人
居宅介護支援	70,440人	74,892人	79,344人	84,252人	112,644人

○地域密着型サービス整備か所必要量の見込み

第8期計画では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護や認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）等の施設整備によるサービス量確保を図ります。

■小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護を含む）

圏域	整備済数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北	2か所	0か所	0か所	0か所
東	4か所	0か所	1か所	0か所
西	4か所	0か所	0か所	1か所
中央	2か所	0か所	0か所	0か所
南	4か所	1か所	0か所	0か所
合計	16か所	1か所	1か所	1か所

「通い」を中心に、利用者の選択に応じて「訪問」や「泊まり」のサービスを組み合わせて、入浴、食事等の介護、機能訓練等を行います。

■認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）

圏域	整備済数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北	3か所	0か所	0か所	0か所
東	4か所	0か所	1か所（18人）	0か所
西	3か所	0か所	0か所	0か所
中央	2か所	0か所	0か所	1か所（18人）
南	2か所	1か所（18人）	0か所	0か所
合計	14か所	1か所（18人）	1か所（18人）	1か所（18人）

認知症の高齢者などが、少人数で共同生活しながら、介護スタッフから日常生活上の支援や機能訓練を受けられます。

■地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

圏域	整備済数	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
北	1か所	0か所	0か所	0か所
東	2か所	0か所	0か所	0か所
西	2か所	0か所	0か所	0か所
中央	0か所	0か所	0か所	0か所
南	1か所	1か所（29人）	0か所	0か所
合計	6か所	1か所（29人）	0か所	0か所

入所定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する人が、日常生活上の世話や機能訓練などの介護サービスを受けられます。

■計画期間内における整備か所数

圏域	定期巡回・ 随時対応型訪 問介護看護	夜間対応型 訪問介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護
北	—	—	— (5 か所)	— (3 か所)	— (3 か所)	— (1 か所)
東	—	—	— (1 か所)	1 か所 (4 か所)	1 か所 (4 か所)	— (2 か所)
西	—	—	— (4 か所)	1 か所 (4 か所)	— (3 か所)	— (2 か所)
中央	— (2 か所)	— (1 か所)	— (2 か所)	— (2 か所)	1 か所 (2 か所)	—
南	—	—	— (1 か所)	1 か所 (4 か所)	1 か所 (2 か所)	1 か所 (1 か所)
合計	— (2 か所)	— (1 か所)	— (13 か所)	3 か所 (17 か所)	3 か所 (14 か所)	1 か所 (6 か所)

* () 内は整備済数

サービス整備圏域内での整備が困難な場合は、サービスの提供がされることを優先し、必ずしも圏域にこだわらず、他の圏域での整備も含めた柔軟な整備に努めます。

○地域支援事業の見込み

地域支援事業費については、事業実績に対して直近3か年の高齢者人口の伸び率を乗じた値を上限として見込むこととされており、それをもとに事業量を試算すると、次のとおりです。

■介護予防・日常生活支援総合事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・生活支援サービス事業					
訪問型サービス	14,520人	14,712人	14,880人	11,880人	11,592人
通所型サービス	13,596人	13,776人	13,776人	10,272人	10,032人
介護予防ケアマネジメント					
高額介護予防サービス費相当事業					
高額医療合算介護予防サービス費相当事業費					
一般介護予防事業					
介護予防把握事業					
介護予防普及啓発事業					
地域介護予防活動支援事業					
一般介護予防事業評価事業					
地域リハビリテーション活動支援事業					

*年間の見込数

*対象者の弾力化につきましては、実施した場合も影響が限定的であるため、見込み量には反映しておりません。

■包括的支援事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域包括支援センター運営事業					
センター設置					
地域ケア会議					
在宅医療・介護連携推進事業					
事業項目					
認知症総合支援事業					
認知症初期集中支援推進事業					
認知症初期集中支援チーム設置					
認知症地域支援・ケア向上事業					
認知症地域支援推進員配置					
認知症カフェ普及					
生活支援体制整備事業					
協議体の設置数					

■任意事業の目標量

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付適正化事業	5事業	5事業	5事業	5事業	5事業
家族介護支援事業					
認知症高齢者見守り事業					
高齢者紙おむつ等支給事業					
高齢者ごいっしょサービス事業					
その他事業					
成年後見制度利用 支援事業	利用支援				
	報酬助成				
認知症サポーター等養成事業					
地域自立生活支援事業					
介護相談員派遣事業（派遣先）					

(3) 介護サービス総給付費及び地域支援事業費の推計結果

■介護予防給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防サービス					
介護予防訪問入浴介護	0円	0円	0円	0円	0円
介護予防訪問看護	94,800,000円	100,181,000円	103,537,000円	110,896,000円	129,123,000円
介護予防訪問リハビリテーション	8,416,000円	7,813,000円	8,597,000円	9,014,000円	10,681,000円
介護予防居宅療養管理指導	22,410,000円	23,250,000円	24,091,000円	25,911,000円	29,568,000円
介護予防通所リハビリテーション	44,971,000円	47,941,000円	49,820,000円	52,966,000円	61,668,000円
介護予防短期入所生活介護	2,721,000円	2,721,000円	2,721,000円	3,463,000円	3,463,000円
介護予防短期入所療養介護	0円	0円	0円	0円	0円
介護予防福祉用具貸与	73,613,000円	77,736,000円	81,918,000円	87,737,000円	101,840,000円
特定介護予防福祉用具販売	5,556,000円	5,556,000円	5,955,000円	5,955,000円	6,667,000円
介護予防住宅改修	28,162,000円	29,158,000円	31,265,000円	33,373,000円	37,588,000円
介護予防特定施設入居者生活介護	62,058,000円	63,953,000円	66,521,000円	71,657,000円	82,352,000円
小計	342,707,000円	358,309,000円	374,425,000円	400,972,000円	462,950,000円
地域密着型介護予防サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	3,508,000円	3,508,000円	3,508,000円	4,677,000円	4,677,000円
介護予防小規模多機能型居宅介護	33,384,000円	37,691,000円	38,289,000円	41,759,000円	48,698,000円
介護予防認知症対応型共同生活介護	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円	3,500,000円
小計	40,392,000円	44,699,000円	45,297,000円	49,936,000円	56,875,000円
介護予防支援	76,646,000円	81,029,000円	85,242,000円	91,335,000円	105,576,000円
合計	459,745,000円	484,037,000円	504,964,000円	542,243,000円	625,401,000円

■介護給付

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
居宅サービス					
訪問介護	3,225,369,000円	3,470,867,000円	3,676,049,000円	3,832,792,000円	5,353,923,000円
訪問入浴介護	51,811,000円	55,114,000円	57,728,000円	59,697,000円	84,746,000円
訪問看護	873,668,000円	957,788,000円	1,018,345,000円	1,074,524,000円	1,462,053,000円
訪問リハビリテーション	64,437,000円	67,625,000円	72,822,000円	77,236,000円	104,297,000円
居宅療養管理指導	426,944,000円	464,788,000円	493,351,000円	518,292,000円	711,344,000円
通所介護	2,106,201,000円	2,261,988,000円	2,408,035,000円	2,551,156,000円	3,441,300,000円
通所リハビリテーション	402,331,000円	419,583,000円	434,470,000円	463,433,000円	616,133,000円
短期入所生活介護	458,680,000円	473,669,000円	497,192,000円	519,311,000円	722,125,000円
短期入所療養介護	57,633,000円	62,027,000円	63,375,000円	66,502,000円	93,117,000円
福祉用具貸与	666,955,000円	718,891,000円	765,991,000円	804,544,000円	1,105,768,000円
特定福祉用具販売	25,861,000円	27,300,000円	27,996,000円	29,890,000円	40,176,000円
住宅改修	45,418,000円	46,274,000円	49,949,000円	52,736,000円	68,484,000円
特定施設入居者生活介護	1,088,983,000円	1,139,281,000円	1,183,800,000円	1,278,677,000円	1,726,445,000円
小 計	9,494,291,000円	10,165,195,000円	10,749,103,000円	11,328,790,000円	15,529,911,000円
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	161,533,000円	169,011,000円	179,451,000円	186,481,000円	267,730,000円
夜間対応型訪問介護	2,405,000円	2,405,000円	2,405,000円	2,405,000円	3,665,000円
地域密着型通所介護	715,113,000円	774,629,000円	813,724,000円	865,154,000円	1,147,823,000円
認知症対応型通所介護	271,027,000円	281,535,000円	294,285,000円	310,693,000円	425,465,000円
小規模多機能型居宅介護	391,709,000円	415,950,000円	443,717,000円	463,798,000円	642,367,000円
認知症対応型共同生活介護	565,887,000円	623,515,000円	680,689,000円	680,689,000円	748,516,000円
地域密着型特定施設 入居者生活介護	0円	0円	0円	0円	0円
地域密着型介護老人福 祉施設入所者生活介護	546,280,000円	546,280,000円	546,280,000円	546,280,000円	546,280,000円
看護小規模多機能型 居宅介護	76,934,000円	84,988,000円	89,251,000円	92,886,000円	130,955,000円
小 計	2,730,888,000円	2,898,313,000円	3,049,802,000円	3,148,386,000円	3,912,801,000円
居宅介護支援	1,057,840,000円	1,125,378,000円	1,192,870,000円	1,263,892,000円	1,698,777,000円
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	2,198,124,000円	2,198,124,000円	2,198,124,000円	2,679,139,000円	3,719,795,000円
介護老人保健施設	2,110,522,000円	2,110,522,000円	2,110,522,000円	2,595,042,000円	3,566,166,000円
介護医療院	15,169,000円	15,169,000円	15,169,000円	30,337,000円	45,506,000円
介護療養型医療施設	10,216,000円	10,216,000円	10,216,000円	—	—
小 計	4,334,031,000円	4,334,031,000円	4,334,031,000円	5,304,518,000円	7,331,467,000円
合 計	17,617,050,000円	18,522,917,000円	19,325,806,000円	21,045,586,000円	28,472,956,000円

■総給付費

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付費	17,617,050,000円	18,522,917,000円	19,325,806,000円	21,045,586,000円	28,472,956,000円
介護予防給付費	459,745,000円	484,037,000円	504,964,000円	542,243,000円	625,401,000円
合 計	18,076,795,000円	19,006,954,000円	19,830,770,000円	21,587,829,000円	29,098,357,000円

■標準給付費

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
総給付費	18,076,795,000円	19,006,954,000円	19,830,770,000円	21,587,829,000円	29,098,357,000円
特定入所者介護 サービス費給付額	402,854,885円	420,007,213円	436,677,734円	466,421,287円	599,110,931円
高額介護サービ ス費給付額	455,063,390円	474,438,597円	493,269,557円	526,867,763円	676,753,496円
高額医療合算介護 サービス費給付額	51,906,328円	54,051,183円	56,237,766円	60,594,242円	77,832,368円
算定対象審査 支払手数料	15,322,784円	15,955,928円	16,601,400円	17,887,422円	22,976,126円
審査支払手数 料支払件数	333,104件	346,868件	360,900件	388,857件	499,481件
合 計	19,001,942,387円	19,971,406,921円	20,833,556,457円	22,659,599,714円	30,475,029,921円

■地域支援事業

<介護予防・日常生活支援総合事業の事業費>

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和7年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防・生活支援サービス事業	736,411,600円	782,279,200円	788,561,800円	709,578,533円	695,783,303円
訪問型サービス	225,937,000円	225,396,000円	225,432,000円	210,188,572円	204,090,162円
通所型サービス	417,782,000円	461,260,000円	464,620,000円	401,523,105円	393,718,922円
介護予防ケアマネジメント事業費	74,173,600円	76,954,200円	79,740,800円	79,097,856円	79,205,219円
高額介護予防サービス費相当事業	1,750,000円	1,900,000円	2,000,000円	2,000,000円	2,000,000円
高額医療合算介護予防サービス費相当事業費	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
総合事業事務事業	15,269,000円	15,269,000円	15,269,000円	15,269,000円	15,269,000円
一般介護予防事業	90,379,000円	94,922,000円	96,159,000円	84,690,917円	84,804,219円
介護予防把握事業	0円	0円	0円	0円	0円
介護予防普及啓発事業	19,254,000円	20,094,000円	19,254,000円	25,551,444円	25,586,126円
地域介護予防活動支援事業	68,222,000円	70,707,000円	71,827,000円	57,921,473円	58,000,093円
地域リハビリテーション活動支援事業	0円	4,075,000円	75,000円	3,177,000円	75,000円
合 計	826,790,600円	877,201,200円	884,720,800円	794,269,450円	780,587,522円

＜包括的支援事業の事業費＞

	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和７年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
地域包括支援センター 運営事業	280,802,000円	280,802,000円	279,321,160円	365,469,000円	365,469,000円
地域ケア会議の充実	11,799,000円	12,999,000円	12,999,000円	13,243,000円	13,243,000円
在宅医療・介護連携推進事業	7,765,600円	16,451,000円	16,451,000円	16,451,000円	16,451,000円
認知症施策総合推進事業	20,613,000円	20,774,000円	20,924,000円	20,234,000円	20,234,000円
生活支援体制整備事業	4,116,000円	15,973,000円	23,973,000円	19,202,000円	19,202,000円
合 計	325,095,600円	346,999,000円	353,668,160円	434,599,000円	434,599,000円

＜任意事業の事業費＞

	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和７年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
介護給付適正化事業	25,418,000円	22,224,000円	22,224,000円	22,224,000円	22,224,000円
家族介護支援事業	13,444,000円	13,686,500円	13,995,750円		
認知症高齢者見守り事業	279,000円	418,500円	627,750円		
高齢者紙おむつ等支給事業	12,381,000円	12,068,000円	12,068,000円		
高齢者ごいっしょサービス 事業	784,000円	1,200,000円	1,300,000円		
その他事業	41,213,000円	46,097,000円	49,904,000円		
成年後見制度利用支援事業	16,318,000円	19,792,000円	23,599,000円		
認知症サポーター等養成事業	0円	0円	0円		
地域自立生活支援事業	21,168,000円	22,578,000円	22,578,000円		
介護相談員派遣事業	3,727,000円	3,727,000円	3,727,000円		
合 計	54,657,000円	59,783,500円	63,899,750円		

■標準給付費及び地域支援事業費合計見込み額

	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)	令和７年度 (2025年度)	令和22年度 (2040年度)
標準給付費	19,001,942,387円	19,971,406,921円	20,833,556,457円	22,659,599,714円	30,475,029,921円
地域支援事業費	1,206,543,200円	1,283,983,700円	1,302,288,710円	1,228,868,450円	1,215,186,522円
合 計					